

広島県医師会速報

2024年(令和6年)4月25日号 第2585号

1 令和5年度 都道府県医師会「警察活動協力医会」連絡協議会・学術大会 死因究明の中核をなす警察医の果たす役割について

- 6 理事会記事 (3月19日)
- 7 会員へのお知らせ
HPKIセカンド電子証明書の先行発行およびデジタル医師資格証の公開
インボイス制度に関する周知等 令和6年度「働き方改革推進支援助成金」業種別課題対応コース(病院等)(情報提供) 他
- 28 社保の栞 特設ホームページの開設 令和6年度診療報酬改定について(6月1日施行) 他
- 35 広島県地域医療支援センターだより
- 36 医事紛争委員会だより(ワンポイントアドバイス) ⑦ ~病理解剖のすすめ~産婦人科の場合
- 38 介護保険の窓 e-資料 通達文書(介護保険関係)掲載情報
- 40 勤務医ニュース 私と医師会活動(県立広島病院 精神神経科 高畑 紳一)
- 41 禁煙コーナー 福山市の受動喫煙対策と、禁煙支援講演会について(医療法人社団 白河産婦人科 奥村 みどり)
- 42 広島医学コーナー (第77巻4号)
- 43 広島県医師協同組合情報 医師協のX線室・個人被ばく線量測定
- 44 募集コーナー
- 53 学術講演会・学会ガイド(4月25日~5月24日)
- 54 学術講演会
- 57 学会案内 心とからだの健康づくり指導者等のための実務向上研修 聴講
産業医のためのブラッシュアップセミナー 第55回産業医学講習会
- 63 編集室 自分が“正しい”と思うこと(中元 宏史)



会員の先生方は、e-広報室からカラーで速報を閲覧できます。



「診療報酬6月改定・薬価4月改定」特設ホームページ開設！ 29ページ

電子処方箋の利用には「医師資格証」が必要です

令和5年1月から運用開始の「電子処方箋」を利用するためには、医師の資格を証明する「HPKIカード」の取得が必要になります。HPKIカードは複数の公的機関が発行していますが、日本医師会が発行する「医師資格証」であれば、日本医師会会員は無料で取得・利用できます。未取得の場合は、ぜひ申請をしてください。

※詳しくは広島県医師会ホームページをご覧ください。



令和5年度 都道府県医師会 「警察活動協力医会」連絡協議会・学術大会

—死因究明の中核をなす警察医の果たす役割について—

と き 令和6年2月23日(金・祝) 午後1時30分

ところ 日本医師会館 小講堂・ホール Web開催



広島県医師会	副会長	玉木	正治
広島県医師会	常任理事	三宅	規之
広島県医師会	常任理事	茗荷	浩志
広島県医師会	常任理事	天野	純子



会議の様子

標記の連絡協議会ならびに学術大会が日本医師会館にてWebとのハイブリッド形式にて開催された。連絡協議会では医会名称決定の経過などのほか2題の報告と提出議題に対する回答が行われ、続く学術大会は基調講演と一般演題6題の発表が行われた。参加者は連絡協議会が116名、学術大会が169名であった。

挨拶(要旨)

日本医師会会長 松本 吉郎
(ビデオメッセージ)

警察活動協力医会は全国の警察医の活動を医師会組織全体で支え警察との連携をさらに強固

なものとしていくことを目的に、日本医師会が平成26年度から開始した取り組みであり、開始当初より「仮称」としていた名称について、このたび「警察活動協力医会」という呼び方にさせていただいた。わが国はかつてない多死社会に突入するとともに南海トラフ地震や首都直下

型地震などの災害に伴なって残念ながら多くの犠牲者が出る事が予測されている。死因究明の中核をなす警察医の果たす役割が、地域医療を面として支えるかかりつけ医機能の一部という意味からも今後ますます重要になっている。本日の連絡協議会では実務的な課題についての活発な議論を期待する。

【報 告】

日本医師会から（能登半島地震対応、医会名称決定の経過等）

日本医師会常任理事 細川 秀一

能登半島地震の検案に関して日本法医学会の会員を中心にJMATの一部として日本医師会・日本法医学会という枠組みで派遣を行った。日本法医学会の派遣終了後は石川県医師会の先生方および医療支援で派遣されたJMATに検視・検案をお手伝いいただいた。今もさまざまな活動が続いている。

日本警察医会が平成26年3月末をもって解散したことから、平成26年から検視の立会、検案などを行う医師の全国組織の構築に向けて医師会主導のもと都道府県医師会「警察活動に協力する医師の部会（仮称）」として設置し、部会の名称は会内委員会で正式決定するまで「仮称」とした。令和2・3年度第2回と令和4・5年度第1回の委員会において討議した結果、名称を都道府県医師会「警察活動協力医会」とすることで合意が得られ、日本医師会常任理事会で決定した。名称はあくまでも都道府県医師会の部会などの総称であり既存組織の個別の名称の変更を求めたものではない。

死因究明等推進計画について

厚生労働省医政局医事課
死因究明等企画調査室室長
中野 貴章

死因究明等推進計画は死因究明等の到達すべき水準を目指すため、国・地方公共団体・大学などがそれぞれ役割を果たし、相互連携により対応するものである。計画の対象期間は策定後3年を目安としており来年度3年目を迎える。令和4年の解剖実施状況を都道府県ごとにみると、特にその他の解剖（監察医解剖、承諾解剖など）をいい、司法解剖および調査法解剖を含まない）は、28県において1件も実施されていないなど、公衆衛生などの観点から解剖が行われているかどうかは、地域によって大きな差がみられる。

さらに、こうした解剖は大学の法医学教室などで実施されているが、解剖を実施する常勤職員の法医は15県において1名のみであり、人的体制の確保が課題である。

死因究明等推進に向けては人材育成（死体検案講習会、死亡時画像読影技術等向上研修）や地方協議会の設置、3府県における検案・解剖拠点モデル事業（令和4年度開始）などを実施している。さらに解剖、死亡時画像診断などに係る費用、薬毒物検査拠点モデル事業の経費を支援している。また国において死因究明目的で実施された解剖や死後CT画像などの情報について試行的にクラウド上のデータベースシステムの構築を進めている。

警察の死体取扱業務について

警察庁刑事局捜査第一課検視指導室室長
新倉 秀也

令和5年の警察取扱死体数は19万8,664体で統計の残存する平成10年以降で最多である。首都圏の1都3県は減少しているが地方で増加しており分析を進めたい。死体数のうち犯罪に関わらないその他の死体が全体の9割を占めている。解剖率（全数）は微減傾向、司法解剖数は初めて1万件を超えた。死亡時画像診断の実施率は毎年10%前後を推移しているがこれは警察が公費支弁したものであり、ご遺体に対して実際に死亡時画像診断が行われているのは36%ぐらいである。亡くなる時に画像を撮っている場合や医療行為の一環として撮ったもの、医療機関として死因究明を確認するために撮ったものなどを含めると全体の3分の1で実施されている。

災害時における医師や歯科医師との連携を進めており、今回の能登半島地震では建物がつぶれて亡くなる方が多く、身元不明のご遺体はあまりなかったが、東日本大震災のような津波型の災害は対象とするDNAの試料もなく、この人がどこの誰だか分からない状態である。警察庁では日本医師会、日本歯科医師会、日本法医学会と大規模災害発生時における医師派遣などの協力に関する協定を締結している。地方都市は協力医の確保が困難となっている。関係機関との協力関係の構築・強化、死因究明等推進地方協議会の活用などによる地域の実情に応じて取り組みを推進してまいりたい。

都道府県医師会からの提出議題、 質問・意見および要望

質問：死因究明の精度を向上させるために解剖
実施率の限界を穴埋めする方法について

(岡山県)

回答：死亡診断書の中に「CT」「Ai」を撮った
かどうかの項目を追加すれば死亡動態がすぐ
に分かる。今後、DXは進むため死亡診断書
がオンラインでできるように委員会において
働きかけを行っている。

連絡協議会后、学術大会が開催され、「大規模
災害時のDVI活動における多職種連携の重要
性」と題し、国際医療福祉大学医学部講師の本
村あゆみ先生による基調講演のほか、6題の一
般演題が行われた。

担当理事コメント

「日本警察医会」が平成26年に解散、その後
の検討の結果、このたび都道府県医師会「警察
活動協力医会」の名称が決定したことを受けて
の記念すべき今回の連絡協議会・学術大会で
あった。令和5年度の警察取扱死体件数は約19
万と過去最高であったが、一方で死因究明に取り
組む人材はかなり少なく、法医学の常勤職員
をはじめとする人材育成が大きな課題となっ
ているとのことであった。

広島県においても、引き続き検死に立ち会っ
ていただける協力医の育成を継続的に行ってい
かなければならないと考える。

(三宅 規之)

自然災害から命を守るために防災タイムラインを作成しましょう！

近年、「数十年に一度」や「これまで経験したことのない」と表現される大雨による災害
が全国各地で発生しています。

災害から命を守るためには、事前の備えが必要です。

こうした災害への備えをスマートフォンで手軽に行えるのが、

「Yahoo!防災速報」アプリの「防災タイムライン」

です。

「防災タイムライン」は、自宅の住所を入力するだけで、自宅周辺の災害リスクを確認で
きます。また、避難先や避難経路、避難するタイミングも、ナビゲーションに従って簡単に
設定できます。

災害の危険性が高まった時には、あらかじめ設定したタイミングで、避難行動開始を呼
びかけるプッシュ通知を受け取ることができます。

大雨や台風へ備え、まずは「Yahoo!防災速報」
アプリをダウンロードして、「防災タイムライン」
を作成しましょう！



広島県防災キャラクター「タスケ三兄弟」

広島県みんなで減災推進課 TEL：082-513-2781

＼備えの第一歩！アプリをダウンロードして「防災タイムライン」を作成しよう！／
https://www.gensai.pref.hiroshima.jp/hiroshima_sumahobousai/



作成方法はコチラから



新着のお知らせ

e-広報室に下記を追加いたしました。



通達文書

- 令和6年4月2日 HPKIセカンド電子証明書の先行発行およびデジタル医師資格証の公開について
- 令和6年4月2日 「子ども虐待対応の手引き」の一部改正について
- 令和6年4月2日 5歳児健康診査の実施に当たって求められる地域のフォローアップ体制等の整備について（情報提供）
- 令和6年4月3日 社会医療法人、特定医療法人及び認定医療法人が満たすべき要件（社会保険診療等に係る収入金額が全収入金額の80/100を超えること）における令和6年度以降の新型コロナワクチン接種に係る収入金額の取扱いについて
- 令和6年4月4日 インボイス制度に関する周知等について
- 令和6年4月4日 令和6年度「働き方改革推進支援助成金」業種別課題対応コース（病院等）について（情報提供）
- 令和6年4月5日 民法等の一部を改正する法律の施行に伴う戸籍事務の取扱いについて
- 令和6年4月5日 ケアプランデータ連携システムの機能更新等について
- 令和6年4月5日 介護サービス事業所・施設等における情報通信機器を活用した業務の実施に関する留意事項について
- 令和6年4月5日 公費負担医療及び地方公共団体の医療費等助成事業に係る資格確認のオンライン化に関する令和6年度先行実施事業へのご協力等について
- 令和6年4月9日 「障害者差別解消法医療関係事業者向けガイドライン」等の改正について
- 令和6年4月9日 医療法施行規則の改正について（病院又は診療所の構造設備の基準：病室、階段の設置に関わる耐火構造について）
- 令和6年4月9日 「医療法人の附帯業務について」の一部改正について
- 令和6年4月9日 「再編計画に係る不動産取得税の課税標準の特例措置について」、「再編計画に係る登録免許税の軽減措置の適用について」及び「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律の一部の施行について（通知）」の一部改正について
- 令和6年4月9日 「医療法第四十二条の二第一項第五号に規定する厚生労働大臣が定める基準の一部を改正する件」の告示について（通知）並びに「社会医療法人の認定について」の一部改正について（通知）
- 令和6年4月10日 厚生労働省作成「医師の研鑽・宿日直に関する解説資料」について（ご案内）
- 令和6年4月10日 厚生労働省「令和6年度働き方改革推進支援助成金」団体推進コースについて（ご案内）
- 令和6年4月10日 「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」および「「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」に関するQ&A（事例集）」の一部改正について（通知）

- 令和6年4月10日 介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針の全部を改正する件等について(情報提供)
- 令和6年4月10日 「介護支援専門員資質向上事業の実施について」の一部改正について
- 令和6年4月10日 「介護保険施設等の指導監督について(通知)」の一部改正についての送付について
- 令和6年4月10日 令和6年度介護報酬改定に関する通知等の送付について(その3)
- 令和6年4月10日 「介護保険施設等に対する監査マニュアル」について(通知)
- 令和6年4月10日 介護サービス事業者に係る業務管理体制の監督について(通知)
- 令和6年4月10日 医療機器の保険適用について
- 令和6年4月10日 血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保を図るための基本的な方針の一部を改正する件について
- 令和6年4月11日 オルミエント錠2mg等、ウィフガート点滴静注400mg及びエンレスト錠50mg等の医薬品医療機器等法上の効能・効果等の変更に伴う留意事項の一部改正等について
- 令和6年4月11日 訪問診療等に使用する車両に係る駐車許可の周知について
- 令和6年4月12日 台湾東部地震への医療支援について(お願い)
- 令和6年4月12日 「医療機器の保険適用等に関する取扱いについて」等の一部訂正について
- 令和6年4月12日 健康に配慮した飲酒に関するガイドライン及びリーフレットの送付について
- 令和6年4月12日 「日本医師会会員統計資料(2023年12月31日現在)」の公開について
- 令和6年4月12日 乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチン及び乾燥弱毒生麻しんワクチンの供給について(更新情報)
- 令和6年4月15日 「マイナ保険証利用促進集中取組月間」と利用促進のためのツール・一時金のご案内セミナーの開催について(周知依頼)
- 令和6年4月15日 「ドローンによる医薬品配送に関するガイドライン」の一部改正について
- 令和6年4月16日 日本医師会 医師賠償責任保険制度紹介動画の活用について
- 令和6年4月16日 「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律の一部を改正する法律」の施行について(協力依頼)
- 令和6年4月16日 医療機関等の窓口におけるマイナンバーカードの取扱いについて(協力依頼)
- 令和6年4月16日 令和6年能登半島地震により被災した施設における事業再開に伴う指定等基準の取扱いについて(Q&A)
- 令和6年4月16日 令和6年度医療施設等施設整備費補助金及び設備整備費補助金における新興感染症対応力強化事業について(依頼)
- 令和6年4月17日 療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部改正等について
- 令和6年4月17日 新型コロナワクチンの接種に伴い副反応を疑う症状が生じた者への対応について
- 令和6年4月17日 予防接種法に基づく健康被害救済制度における医療費・医療手当請求書等の各種様式及び事務に当たって留意すべき事項について
- 令和6年4月18日 高額医薬品に係る療養の給付等の書面による請求について

県医師会理事会記事

令和5年度第41回常任理事会

(令和6年3月19日)

松村会長 挨拶



「ゼロ金利政策の転換日」

皆さん、こんばんは。今日は時間ありませんので、先々週からお話ししているシーボルトに関する詳しいお話は次回としますが、シーボルトについて研究すればするほど、日本の医療や医学界だけではなく日本文化全体の発展に計り知れないくらい、いかに大きな足跡を残したかが分かってきます。

広島県医師会が所蔵するシーボルトの本は大変重く、持ち歩くのは大変です。ただ、それを持ち歩いてでも、詳しく研究したくなるほど興味ある本ですので改めて別の機会にご紹介します。

さて、今日(3月19日)、日本銀行は金融政策決定会合で17年ぶりに「ゼロ金利政策」を転換しました。そのため、本日は、まさにわが国の金融・経済政策の歴史的な転換の日といわれています。そのような記念すべき日に、事務局職員との送別・懇親会も開催しますので、今日の日を皆さんの記憶にとどめていただきたいと思います。

協議事項

- 市郡地区医師会主催学会等の日本医師会生涯教育講座認定申請の件 (平川常任理事)
令和5年度3件、令和6年度20件、合計23件の申請、講師、演題、カリキュラムコード等、いずれも承認

- 医師協監事候補者推薦の件 (茗荷常任理事)
岩崎泰政副会長および平川治男常任理事の推薦を承認
- 講演会補助金の件 (檜山常任理事)
補助申請要領(市郡地区医師会主催の講演会への補助)に基づき、補助金支給を承認
- 日本ユニセフ協会団体賛助会員継続(会費納入)の件 (檜山常任理事)
賛助会員継続(会費納入)を承認
- 役職員出張申請の件 (茗荷常任理事)
原案どおりいずれも承認

報告事項

- 3月11日 ひろしまドナーバンク令和5年度第2回理事会 (松村会長)
令和5年度事業の進捗状況、収支予算の執行状況、ならびに理事長、常務理事の職務の執行状況の報告後、令和6年度事業計画(案)、収支予算(案)、評議員、理事の選出、ならびに評議員会への付議事項と開催日程について協議した。
- 3月12日 令和5年度広島県社会福祉審議会 (松村会長)
標記の審議会の関係計画の改定(案)、令和5年度権利擁護支援強化に向けた実態調査結果、専門分科会の調査審議状況について報告があった。
- 3月12日 令和5年度第3回広島県医療費適正化計画検討委員会 (中西常任理事)
第4期広島県医療費適正化計画(最終案)、令和6年度後発医薬品等使用促進に向けた県の取り組みについて協議した。
- 日本医師会報告(駒込日記)令和6年3月15日号 (茗荷常任理事)
日本医師会常任理事の渡辺弘司先生より、日本医師会での活動状況について報告があった。

事故防止、医師と患者の信頼関係

「日本医師会特約保険」・「法人向け団体医師賠償責任保険」・「団体医療施設賠償責任保険」に加入されていますか？医療におけるクレーム・紛争または訴訟にまきこまれた時、あなたとあなたの医療機関は大丈夫ですか？

お問い合わせ先 広島県医師会事務局 保険医事課
TEL: 082-568-1511
E-mail: ijihosei@hiroshima.med.or.jp

会員へのお知らせ

 のマークのある文書は、
e-広報室「通達文書」へ全文
が掲載してあります。



HPKIセカンド電子証明書の先行発行およびデジタル医師資格証の公開について



日医発第16号(情シ) 令和6年4月2日
日本医師会常任理事 長島 公之

昨年6月から10月にかけてHPKIセカンド電子証明書のみ先行発行を実施していたところ、ICカードが確保できたことから「医師資格証(ICカード)の発行再開について(令和5年10月16日付日医発第1283号(情シ))」の通り、医師資格証の発行を再開しておりました。また、先行発行した先生方の医師資格証の発行を令和5年11月より実施しております。

しかし、その後も継続して多くの申請をいただいたことから、確保したICカードの在庫が再び残り僅かになっています。ICカードの確保に努めてはいますが、半導体不足の状況に変わりなく、ICカードの確保に相当の時間を要しています。そのため、再度ICカードの発行を一時停止し、当面の間、HPKIセカンド電子証明書のみ先行発行対応に切り替えさせていただきます。

ただし、電子処方箋への電子署名については、ICカードがなくともHPKIセカンド電子証明書で可能になっておりますので、そちらの活用をお願いいたします。

なお、すでにセカンド電子証明書のみを先行発行し、まだ医師資格証(HPKIカード)が届いていない先生のカードについては、本年6月末日までに発行が完了する予定です。

(参考資料11: HPKIセカンド電子証明書を先行発行した方へのICカード発送目安)

加えて、スマートフォンで医師資格証の表示ができる『デジタル医師資格証』を公開いたしましたのでご案内いたします。HPKIセカンド電子証明書のみ先行発行された先生も利用できますので、医師資格証がお手元にない際の代替手段としてご活用ください。また、デジタルの特性を生かし、券面だけでなく生涯教育講習の受講履歴や取得単位の確認もできますので併せてご利用ください。(参考資料22: 「デジタル医師資格証」のご案内)

なお、医師資格証(HPKIカード)の発行を再開する目途が立った際は、改めてご案内することを併せて申し添えます。

※通知全文はe-広報室へ掲載しております。

5歳児健康診査の実施に当たって求められる地域のフォローアップ体制等の整備について(情報提供)



日医発第38号(健Ⅱ) 令和6年4月2日
日本医師会常任理事 渡辺 弘司

5歳児健康診査の実施に当たって求められる地域のフォローアップ体制等の整備について、こども家庭庁、文部科学省、厚生労働省の連名により自治体等へ通知がなされ、こども家庭庁成育局母子保健課より本会に対して情報提供がありました。

本件は、5歳児健診の実施に当たって、保健、医療、福祉、教育の各分野における地域のフォローアップ体制の整備及び分野間の連携体制について、関係者に求められる役割を整理したものであり、医療機関や医療関係団体の役割として、5歳児健診への協力、専門的に発達障害等の診療を行う医療機関等の確保に対する協力が求められています。

また、5歳児健診の実施に当たって参考としていただくため、市町村の母子保健担当者等を対象とした5歳児健診のマニュアルが作成されております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、5歳児健診の実施に向けた取組を進めていただけるよう、郡市区医師会ならびに会員への周知、協力方よろしくご高配のほどお願い申し上げます。

※通知全文はe-広報室へ掲載しております。

「子ども虐待対応の手引き」の一部改正について



日医発第39号（健Ⅱ）令和6年4月2日

日本医師会常任理事 渡辺 弘司

「子ども虐待対応の手引き」の「第13章特別な視点が必要な事例への対応」の「5. 乳幼児揺さぶられ症候群（シェイクン・ベビー・シンドローム）が疑われる場合の対応」について、各関係医学会の意見を踏まえ一部改正がなされたことから、本会に対して情報提供がありました。

本手引きは、児童相談所等の児童福祉現場の対応のあり方を示すものでありますが、AHT（虐待による乳幼児頭部外傷）に関しては医師による診断が重要であり、児童相談所が多角的な意見を得るために自ら主体的に複数の診療科等のセカンドオピニオンを受けることが重要であることが示されており、あわせて、AHT事案の診断等に協力可能な医師の確保に向けた取組を実施する関係学会の連絡先等を示す事務連絡が発出されております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、児童虐待防止対策の推進が図られるよう、郡市区医師会ならびに貴会会員への周知、協力方よろしくご高配のほどお願い申し上げます。

（参考）

こども家庭庁「子ども虐待対応の手引き」

https://www.cfa.go.jp/policies/jidougyakutai/hourei-tsuuchi/taiou_tebiki

※通知全文はe-広報室へ掲載しております。

社会医療法人、特定医療法人及び認定医療法人が満たすべき要件 （社会保険診療等に係る収入金額が全収入金額の80/100を超えること）における 令和6年度以降の新型コロナワクチン接種に係る収入金額の取扱いについて



日医発第75号（医経）（地域）令和6年4月3日

日本医師会常任理事 宮川 政昭

厚生労働省医政局医療経営支援課より周知依頼がありましたので、事務連絡文書を送付いたします。
社会医療法人、特定医療法人及び認定医療法人が満たすべき要件（社会保険診療等に係る収入金額が全収入金額の80/100を超えること）においては、医療法施行規則等において、予防接種法第2条第6項に規定する定期の予防接種等（注1）及びその他厚生労働大臣が定める予防接種（注2）に係る収入金額を80/100要件における分子に計上することとされています。

（注1）「定期の予防接種等」とは、予防接種法第2条第4項に規定する定期の予防接種及び同条第5項に規定する臨時の予防接種のこと。

（注2）「その他厚生労働大臣が定める予防接種」とは、医療法施行規則第30条の35の3第1項第2号口の規定に基づき厚生労働大臣が定める予防接種（平成29年厚生労働省告示第314号）に定める予防接種のこと。

本年3月29日に、「予防接種法施行令の一部を改正する政令」及び「予防接種法施行規則等の一部を改正する省令」が公布され、新型コロナワクチン接種について、予防接種法第2条第5項の臨時の予防接種としての位置づけを令和5年度末で終了し、令和6年度以降は、新型コロナウイルス感染症を同法第2条第3項に規定するB類疾病に位置づけた上で、①65歳以上の者及び②60歳以上65歳未満の者であつて所定の基礎疾患を有する者に対して同条第4項に規定する「定期の予防接種」として実施することとなりました。

これにより、令和6年4月1日以降、80/100要件の分子に計上する新型コロナワクチン接種による収入金額は、定期の予防接種として行った①65歳以上の者及び②60歳以上65歳未満の者であつて所定の基礎疾患を有する者に対する接種に限られることとなります。

ただし、本事務連絡では、新型コロナウイルス感染症について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第11条の規定に基づく特定感染症予防指針が策定されることも見込まれることから、その場合には、上記平成29年厚生労働省告示第314号を改正し、「定期の予防接種として行った①65歳以上の者及び②60歳以上65歳未満の者であつて所定の基礎疾患を有する者」以外の者に係る新型コロナワクチン接種に係る収入金額についても令和6年4月1日に遡って80/100要件における分子に計上する取扱いとする方針が示されております。

このため、関係の医療法人においては「定期の予防接種として行った①65歳以上の者及び②60歳以上65歳未満の者であつて所定の基礎疾患を有する者」以外の者に係る新型コロナワクチン接種に係る収入金額についても、当該要件の確認に当たって遡り適用もあり得ることにご留意いただき、定期の予防接種以外となる新型コロナワクチン接種に係る収入金額についても、引き続き把握していくようお願いしたいとのことです。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただくとともに、貴会管下の関係医療法人への周知につきご高配を賜りますようお願い申し上げます。

※通知全文はe-広報室へ掲載しております。

インボイス制度に関する周知等について



日医発第86号(医経) 令和6年4月4日

日本医師会常任理事 宮川 政昭

厚生労働省、財務省、国税庁より「インボイス制度及び軽減税率制度に関する周知等について(協力依頼)」が発出され本会にも周知依頼がありましたので、ご連絡申し上げます。

①金融機関で入出金サービスや振込サービスを利用した際の各種手数料に係るインボイスの保存方法、②クレジットカード会社の発行するタクシーチケットに係るインボイスの保存方法について、国税庁において「お問い合わせの多いご質問」が更新され、実務面に配慮した取扱いが示されております。

なお、「軽減税率の対象となる給食の金額基準の改訂」は、医療法人の附帯業務等として有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅を運営する場合に関係する内容であり、病院、診療所、介護保険施設における食事(原則消費税非課税)は該当しませんのでご注意下さい。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただくとともに貴会管下の関係医療機関等への周知につきご高配賜りますようお願い申し上げます。

※通知全文はe-広報室へ掲載しております。

令和6年度「働き方改革推進支援助成金」 業種別課題対応コース（病院等）について（情報提供）



日医発第87号（医経）（健Ⅲ） 令和6年4月4日
日本医師会常任理事 城守 国斗
宮川 政昭

令和6年度「働き方改革推進支援助成金」について情報提供申し上げます。

本助成金は、働き方の推進に取り組む中小企業事業主を支援するための制度であり、生産性の向上や労働能率の向上等を目指すもので、一定の成果目標を達成するために実施した事業に要した費用の一部が支給されます。

本助成金には、「業種別課題対応コース」「労働時間短縮・年休促進支援コース」「勤務間インターバル導入コース」「団体推進コース」の4コースが設けられており、特に、「業種別課題対応コース（病院等）」が、病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院に特化したコースとなっております。

本助成金の対象となる中小企業事業主の範囲は、医業に従事する医師が勤務する病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院を営む事業主については常時使用する労働者数が300人以下または、資本金・出資額が5,000万円以下の事業主となります。

その他の要件や助成金の詳細につきましては、添付資料（e-広報室参照）をご参照ください。

交付申請書の提出は令和6年11月29日まで（必着）となっておりますが、国の予算額に制約されるため、それ以前に予告なく受付を締め切る場合があります。

なお、本助成金に関してご不明な点やご質問は、医療機関の所在地を管轄する都道府県労働局 雇用環境・均等部または雇用環境・均等室へご相談ください。

* 本助成金に関する詳細は、厚生労働省の下記サイトに掲載されています。申請様式（Wordファイル）、申請マニュアル、交付要綱等は下記サイトよりダウンロードしてください。

（業種別課題対応コース）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000120692_00001.html

※通知全文はe-広報室へ掲載しております。

民法等の一部を改正する法律の施行に伴う戸籍事務の取扱いについて



日医発第95号（健Ⅱ）（法安） 令和6年4月5日
日本医師会会長 松本 吉郎

嫡出推定制度に関する規律の見直し等を内容とする民法等の一部を改正する法律が令和4年12月16日に公布され、本年4月1日から施行されることから、法務省民事局長より法務局長等に標記の通知がなされ、本会に対しても周知依頼がありました。

本改正により、嫡出推定制度が見直され、再婚禁止期間は廃止することから、平成28年6月15日付日医発第295号（地Ⅲ62）にて貴会宛ご連絡申し上げます「前婚の解消又は取り消しの日から起算して100日間を経過していない女性を当事者とする婚姻の届出の取扱いについて」の医師が作成する「民法733条第2項に該当する旨の証明書」も廃止となります。

※通知全文はe-広報室へ掲載しております。

公費負担医療及び地方公共団体の医療費等助成事業に係る資格確認のオンライン化に関する令和6年度先行実施事業へのご協力等について



日医発第101号(情シ)(保険)令和6年4月5日
日本医師会常任理事 長島 公之

現在、厚生労働省、デジタル庁及びこども家庭庁等の関係省庁が連携して、医療費助成事業について、マイナンバーカードにより資格情報の確認を可能とするための取組を進めており、その周知依頼が省庁連名により本会宛にまいりました。

本年3月末より、一部の自治体・医療機関・薬局において、先行実施事業が開始されております。令和6年度は、先行実施事業への参加自治体・医療機関を大幅に拡大すべく、省庁から各自治体への全国説明会等が実施されており、これに伴い、自治体から医療機関に向けて支援策の周知や協力依頼が発出される場合もあり得ることです。

デジタル庁では、本年3月に別添1に示す参加自治体を対象とした公募を開始しており、さらに別添2の通り、デジタル庁及び厚生労働省では、同事業に参加する医療機関に対する支援も含め、令和5年度補正予算にて必要な予算を確保しているとのこと。その中でも、デジタル庁予算の部分においてはすべての医療機関が対象となっておりますので、ご検討いただければと思います。

※通知全文はe-広報室へ掲載しております。

「障害者差別解消法医療関係事業者向けガイドライン」等の改正について



日医発第109号(健Ⅱ)令和6年4月9日
日本医師会常任理事 江澤 和彦

「障害者差別解消法医療関係事業者向けガイドライン」につきましては、平成28年1月20日付(地Ⅲ212)の文書にて貴会宛てお送り申し上げたところです。

事業者による障害のある人への「合理的配慮の提供」が令和6年4月1日より義務化されたことに伴い「障害者差別解消法医療関係事業者向けガイドライン」が別添のとおり改正され、厚生労働省より本会宛て周知方依頼がありました。

同ガイドラインは、「障害者差別解消法」の規定に基づき、事業者が障害者に対し不当な差別的取扱いをしないこと、また必要かつ合理的な配慮を行うために必要な考え方や事例などが記載されております。

また、「障害者差別解消法福祉事業者向けガイドライン」についても同様に周知方依頼がありましたので、併せてお送り申し上げます。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、郡市区医師会及び会員への周知方についてご高配賜りますようお願い申し上げます。

【添付資料】

- 障害者差別解消法医療関係事業者向けガイドライン
<https://www.mhlw.go.jp/content/10800000/001239118.pdf>
- 障害者差別解消法福祉事業者向けガイドライン
<https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/001239192.pdf>
- 内閣府周知用リーフレット(障害者差別解消法が変わります!令和6年4月1日から合理的配慮の提供が義務化されます!)
https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/pdf/gouriteki_hairyo2/print.pdf

※通知全文はe-広報室へ掲載しております。

医療法施行規則の改正について （病院又は診療所の構造設備の基準：病室、階段の設置に関わる耐火構造について）



日医発第123号（地域）令和6年4月9日
日本医師会常任理事 今村 英仁

厚生労働省医政局長より各都道府県知事等に対し、通知「事業附属寄宿舍規程及び医療法施行規則の一部を改正する省令の公布及び施行について（医療法施行規則関係）」が発出されました。

本件は、脱炭素差社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の改正により建築基準法上の「耐火建築物」が改正され、主要構造部のうち「防火上及び避難上支障がないものとして政令で定める部分」については耐火構造が求められないとされたことに伴うものです。

医療法上、「主要構造部を耐火構造とする場合」は、①病室を第3階以上に設けることができ、また②第2階以上の各階における病室の床面積の合計が100㎡以下のとき（耐火構造でないものは50㎡以下）は患者の使用する屋内の直通階段を1とすることができるとされていました。

今回の改正により、耐火構造であることが求められるのは、主要構造部全体ではなく、そのうちの「特定主要構造部」とされました。

本改正は下記参考の通り部分的な木造化を促進する防火規定の合理化施策に関わりますが、貴会におかれましても、本件についてご了知いただくとともに、貴会管下関係医療機関等への周知方につきご高配を賜りますようお願い申し上げます。

<参考>

国土交通省WEBサイト

https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/r4kaisei_kijunhou0004.html

※通知全文はe-広報室へ掲載しております。

「医療法第四十二条の二第一項第五号に規定する厚生労働大臣が定める基準の一部を改正する件」の告示について（通知）並びに 「社会医療法人の認定について」の一部改正について（通知）



日医発第139号（地域）（医経）令和6年4月9日
日本医師会会長 松本 吉郎

厚生労働省医政局長等より各都道府県知事等宛に標記の通知が発出されるとともに、本会宛に周知方依頼がございました。

「医療法第四十二条の二第一項第五号に規定する厚生労働大臣が定める基準の一部を改正する件」では、社会医療法人の要件は、医療法第四十二条の二第一項第五号に規定する厚生労働大臣が定める基準によるところ、救急医療等確保事業に『新興感染症発生・まん延時における医療の確保に必要な事業』が追加されたことに伴い、その事業に関する基準が新たに設定された後も、社会医療法人が行う医療保健業を収益事業から除外する等の税に関する特例措置が認められたことを周知するものです。

次に、「社会医療法人の認定について」の一部改正は、上記の告示に合わせて改正されるものですが、別添1（e-広報室参照）において、社会医療法人として認定を受けるための業務の1つである「救急医療」に、いわゆる「災害派遣医療チーム（DMAT）」を有し、「災害・感染症医療確保事業」として感染症法第30条の12の6第1項の協定を締結していることが追記されています。

また、新たに追加された「新興感染症発生・まん延時における医療」においては、構造設備として

陰圧病室（確保病床の半数以上）等の施設、および、病床において酸素投与及び呼吸モニタリングが可能な設備等の設備、並びに感染症法上の医療措置協定を締結した日から3年を超えない範囲で都道府県知事が認めた期間内に、当該施設・設備について整備する計画を作成し都道府県知事が認めるときに、基準を満たすこととされること、その際に当該計画完了まで毎会計年度終了後に進捗状況を報告することとされています。

さらに、当該業務を行う体制として、「都道府県知事の要請から7日以内に即応病床化すること及び確保する病床数が30床以上」であり、「1日当たり20人以上の診療を行うものであること」等が医療計画に記載されていること、並びに、救急患者に対し医療を提供する体制を常に確保していること、DMAT若しくはDPAT に関する医療措置協定を締結していることが求められています。

つきましては、貴会におかれましても本件につきご了解をいただくとともに、貴会管下の郡市区医師会並びに関係機関等へ御周知いただきますようよろしくお願い申し上げます。

※通知全文はe-広報室へ掲載しております。

「医療法人の附帯業務について」の一部改正について



日医発第140号（地域）令和6年4月9日
日本医師会会長 松本 吉郎

厚生労働省医政局長より各都道府県知事宛に標記の通知が発出されるとともに、本会宛に周知方依頼がございました。

本通知は、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）及び児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号）の施行に伴い、医療法人の附帯業務について変更・追加するものです。

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律において（売春防止法上の婦人保護施設に代わり）女性自立支援施設が第一種社会福祉事業に追加された他、児童福祉法上の親子再統合支援事業、社会的養護自立支援拠点事業、意見表明等支援事業、妊産婦等生活援助事業、子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業が新たに第二種社会福祉事業に加えられています。

※通知全文はe-広報室へ掲載しております。

「再編計画に係る不動産取得税の課税標準の特例措置について」、 「再編計画に係る登録免許税の軽減措置の適用について」及び 「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための 医療法等の一部を改正する法律の一部の施行について（通知）」の一部改正について



日医発第144号（医経）（地域）令和6年4月9日
日本医師会会長 松本 吉郎

厚生労働省医政局長より各都道府県知事等に対し通知が発出されるとともに、本会に対しても周知依頼がありました。

令和5年12月27日付け文書（日医発1711号）でご案内した通り、令和6年度税制改正大綱（令和6年12月22日閣議決定）において、地域医療構想実現に向けた不動産取得税の軽減措置を延長することとされました。

通知改正は、地方税法が令和6年4月1日付けで改正されたこと等に伴い、地方厚生（支）局長の認

定を受けた再編計画に係る不動産取得税の軽減措置（2分の1に軽減）について適用期限が2年延長されること、独立行政法人福祉医療機構による複数医療機関の再編等にかかる優遇融資について取扱期限が2年延長されること等につき関連通知の改正が行われたものです。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただくとともに、貴会管下の郡市区等医師会並びに関係医療機関等への周知方につきご高配を賜りますようお願い申し上げます。

※通知全文はe-広報室へ掲載しております。

血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保を図るための基本的な方針の一部を改正する件について



日医発第134号（技術）令和6年4月10日
日本医師会会長 松本 吉郎

厚生労働省医薬局長より各都道府県知事等に対して、標記の通知が発出されるとともに、本会に対しても周知方依頼がありました。

血液製剤の安全性の向上、安定供給の確保等については、安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律第9条第1項に基づき、「血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保を図るための基本的な方針」（以下、「基本方針」という）を定め、同法第9条第3項に基づき、少なくとも5年ごとに再検討を加え、必要がある場合にはこれを変更することとされております。

本件は、この規定に基づき、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いたうえで、基本方針の見直しを行い、令和6年3月29日付けで「血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保を図るための基本的な方針の全部を改正する件」が公布された旨を通知するものです。

具体的な改正内容につきましては、別添1の「2 主な改正点」をご参照いただきますようお願い申し上げます。

なお、前回の変更については、「血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保を図るための基本的な方針の全部を改正する件について」（平成31年3月11日付日医発第1256号（地383））にて貴会宛に送付済であることを申し添えます。

※通知全文はe-広報室へ掲載しております。

厚生労働省作成「医師の研鑽・宿日直に関する解説資料」について（ご案内）



日医発第146号（健Ⅲ）令和6年4月10日
日本医師会常任理事 城守 国斗

医師の研鑽・宿日直に関しては、令和元年7月1日に厚生労働省より通達が出されております《註①》。

本件に関し、医療機関における適切な労働時間管理に寄与するよう、医師の研鑽の取扱いや宿日直許可取得後の労務管理の理解促進を目的とした解説資料を厚生労働省が作成し、同省の「いきいき働く医療機関サポートWeb（いきサポ）」への掲載等を行っています。

資料の用途としては、主に医療機関勤務環境改善支援センターのアドバイザーが医療機関支援の際に活用することなどを想定していますが、医療機関内での理解促進にも活用できますので、情報提供させていただきます《註②》。

なお、本資料の内容に係る疑義などについては、お近くの都道府県労働局又は各労働基準監督署、

都道府県勤改センターにお問い合わせください。

註①：関連通達

- 医師の研鑽に係る労働時間に関する考え方について(令和元年7月1日基発0701第9号)
- 医師・看護師等の宿日直許可基準について(令和元年7月1日基発0701第8号)
- 医師等の宿日直許可基準及び医師の研鑽に係る労働時間に関する考え方についての運用に当たったの留意事項について(令和元年7月1日基監発0701第1号)

註②：資料の位置付け

- 資料①は、医師の研鑽に関する関連通達の解説資料であり、これまでの関連通達の内容を変更するものではありません。
- 資料①および資料②は、医師の研鑽および宿日直許可取得後の労務管理について理解を深めるためとしての資料としてお役立てください。

記

厚生労働省作成「医師の研鑽・宿日直に関する解説資料」

掲載箇所：いきサポ(厚生労働省 いきいき働く医療機関サポートWeb)

《資料① 医師の研鑽の適切な理解のために》

<https://iryoin-kinmukankyou.mhlw.go.jp/files/Attachment/537/%E5%8C%BB%E5%B8%AB%E3%81%A%E7%A0%94%E9%91%BD%E3%81%AE%E9%81%A9%E5%88%87%E3%81%AA%E7%90%86%E8%A7%A3%E3%81%AE%E3%81%9F%E3%82%81%E3%81%AB.pdf>

《資料② 宿日直許可取得後の適切な労務管理のために》

<https://iryoin-kinmukankyou.mhlw.go.jp/files/Attachment/538/%E5%AE%BF%E6%97%A5%E7%9B%B4%E8%A8%B1%E5%8F%AF%E5%8F%96%E5%BE%97%E5%BE%8C%E3%81%AE%E9%81%A9%E5%88%87%E3%81%AA%E5%8A%B4%E5%8B%99%E7%AE%A1%E7%90%86%E3%81%AE%E3%81%9F%E3%82%81%E3%81%AB.pdf>

以上

※資料及び通知全文はe-広報室へ掲載しております。

厚生労働省「令和6年度働き方改革推進支援助成金」団体推進コースについて(ご案内)



日医発第147号(健Ⅲ) 令和6年4月10日
日本医師会常任理事 城守 国斗

働き方改革推進支援助成金については、業種別課題対応コースを含め4コースがあります。その内、今回、「団体推進コース」について情報提供させていただきます。

本コースの用途としては、中小企業事業主の団体や、その連合団体(以下「事業主団体等」といいます)が、その傘下の事業主のうち、労働者を雇用する事業主(以下「構成事業主」といいます)の労働者の労働条件の改善のために、時間外労働の削減や賃金引上げに向けた取組を実施した場合に、その事業主団体等に対して助成するものです《註①》。

交付の要件や詳細については、添付資料(省略)をご参照ください。本助成金に係る交付申請書の提出締切は令和6年11月29日(金)ですが、国の予算額に制約されるため、11月29日以前に予告なく受付を締め切る場合があるとのことです《註②》。

なお、本資料の内容に係る疑義および申請書類等の提出は、所在地を管轄する都道府県労働局雇用

環境・均等部（室）にお問い合わせください。

つきましては下記のとおりご案内しますので、貴会並びに関係の郡市区医師会にてご了知のうえ、ご活用いただけますと幸いです。

註①：対象の位置付け

- ・事業主団体には一般社団法人（含む、公益社団法人）も該当しますので、都道府県医師会および郡市区医師会が相当します。
- ・構成事業主は、医業に従事する医師が勤務する病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院については常時使用する労働者数が300人以下の場合は、中小企業事業主に該当します。

註②：本助成金に関する詳細

- ・本助成金に関する詳細は、下記、厚生労働省のサイトに掲載されています。申請様式、申請マニュアル、交付要綱等は下記サイトよりダウンロードをお願いします。

記

厚生労働省「働き方改革推進支援助成金（団体推進コース）」

掲載箇所：<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000200273.html>

※通知全文はe-広報室へ掲載しております。

「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」および「「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」に関するQ&A（事例集）」の一部改正について（通知）



日医発第160号（法安）（介）（情） 令和6年4月10日

日本医師会常任理事 長島 公之
江澤 和彦
渡辺 弘司

医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いを支援するために作成された「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」（以下、「ガイダンス」という）につきましては、平成29年4月25日付日医発第111号（法安15）（介13）をもって、貴会宛にお送りしたところです（最終改正は令和5年4月26日付日医発第249号にて通知）。

個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第3号。以下「規則」という）の一部が改正され、令和6年4月1日に施行されることに伴い、個人情報保護委員会事務局長、厚生労働省大臣官房医薬産業振興・医療情報審議官等の連名により、ガイダンスの一部について改正された旨の通知が発出され、本会に対しても周知方依頼がありました。

また、個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律（令和2年法律第44号）及び、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）が令和4年4月1日及び令和5年4月1日に施行されたことに伴い、「「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」に関するQ&A（事例集）」についても一部改正した旨の事務連絡がありました。

※通知全文はe-広報室へ掲載しております。

訪問診療等に使用する車両に係る駐車許可の周知について



日医発第157号(地域)(介護) 令和6年4月11日
日本医師会常任理事 江澤 和彦

警察庁交通局交通規制課長より厚生労働省への依頼を受けたもので、訪問診療や訪問看護等(以下「訪問診療等」という)に使用する車両に係る駐車許可について、

- ・「訪問診療等」には、訪問介護等の用務の車両も含まれていること
- ・緊急やむを得ない場合の申請

といった対応等に関して、周知が不足している点も見受けられることから更なる協力依頼をするものです。

※通知全文はe-広報室へ掲載しております。

台湾東部地震への医療支援について(お願い)



日医発第114号(総務)(経理) 令和6年4月12日
日本医師会会長 松本 吉郎

去る4月3日に発生した台湾東部沖を震源とするマグニチュード7.7の地震では、台湾各地において甚大な被害が確認されております。

そのため、すでに日本医師会では、台湾医師会に対し1,500万円の支援金の支出を決定いたしました。が、事態の深刻さに鑑み、全国の医師会及び会員の先生方からの支援金を募るべく、寄附口座を開設することといたしました。

貴会におかれましては、本趣旨にご賛同いただき、貴会管下郡市区等医師会及び会員各位のご協力につきまして、ご高配賜りますようよろしくお願いいたします。

なお、お寄せいただきました支援金は、すべて台湾医師会に支出いたします。

支援金の送付方法につきましては、下記をご覧ください。

記

1. 支援金受付

銀行名：三井住友銀行 神田支店

口座番号：普通預金 3658282

口座名：公益社団法人日本医師会 台湾東部地震医療支援金

フリガナ名：(社)ニホンイカイタイワントウブジンリョウエンキン

- * 手数料は各自ご負担願います。
- * 税務上の取扱い(後掲)

2. 受付期間 令和6年4月12日～5月31日

3. 領収書について

領収書の発行をご希望される場合は、「寄附金領収書発行依頼書」(e-広報室掲載)に必要事項をご記入のうえ、本会経理課へご送付ください。

「台湾東部地震医療支援金」の税法上の取扱いについて

1. この度の支援金は、「特定公益増進法人に対する寄附金」に該当し、税制上の優遇措置を受けることができます。

(1) 個人の場合

所得税の控除として、「所得控除」と「税額控除」のいずれか有利な方を選択できます。

① 所得控除：寄附金合計額(*1) - 2,000円 = 所得の控除額

*1 年間所得金額の40%相当額が上限

② 税額控除：(寄附金合計額(*1) - 2,000円) × 40% = 所得税の控除(*2)

*1 年間所得金額の40%相当額が上限

*2 所得税額の25%が上限

(2) 法人の場合（医療法人等）

「一般の寄附金」とは別枠で損金算入できます。

上記の詳細な取扱いについては、国税庁のホームページ若しくは管轄税務署等にお問い合わせください。

2. 領収書の発行について

(1) ご希望に応じて発行いたしますので、「寄附金領収書発行依頼書」を郵送・FAX・電子メールのいずれかの方法で日本医師会経理課までお送りください。

(2) 領収書のお届けまでは、入金日から最大2カ月程度かかる見込みとなりますのでご理解のほど宜しくお願いいたします。

(3) 「税額控除」に必要な証明書を合わせてお送りします。

(問い合わせ先)

日本医師会 経理課 電話：03-3942-6486（直通）

※通知全文はe-広報室へ掲載しております。

乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチン及び乾燥弱毒生麻しんワクチンの供給について（更新情報）

日医発第182号（健Ⅱ）令和6年4月12日
日本医師会感染症危機管理対策室長 釜菴 敏

武田薬品工業社製麻しん含有ワクチンの供給量減少については、「乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチン及び乾燥弱毒生麻しんワクチンの製造販売業者による自主回収への対応について」（令和6年1月17日付日医発第1843号（健Ⅱ））等をもって貴会宛ご連絡いたしました。

厚生労働省より各都道府県等衛生主管部（局）宛標記の事務連絡がなされ、本会に対しても周知方依頼がありました。

本事務連絡は、同社より、力価の安定性等の再評価の結果、本年3月までに出荷されたロット（Y315、Y316及びY318）について、短縮して設定した有効期限内でも力価が規格を満たさない可能性が示されたため、使用を停止し、使用可能とされているロット（Y320又はY321）との交換を行う等の見解が追加で示された旨、連絡するものです。

また、本年4月以降に出荷するロット（MRワクチン：Y322、Y323、Y326、Y327、Y329、Y330、麻しん単独ワクチン：F115）についても、当面、承認を受けた有効期間での使用は、力価が規格を満たさない可能性が否定できないため、短縮した有効期限を新たに設定し、製品包装に表示するとしております。

その他の概要は下記のとおりです。

つきましては、本件についてご了知のうえ、ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

記

○本年4月以降、麻しん単独ワクチンは、出荷される1ロットを除き、当面、欠品となるため、麻しん

に係る予防接種に際して、同ロット使用後はMRワクチンの使用を検討すること。

○第一三共社及び阪大微生物研究会製MRワクチンの出荷量の調整は継続されること。

○引き続き、卸売販売業者及び医療機関に対し、以下の点に留意するよう記載されていること。

- 卸売販売業者は、定期の予防接種(第1期及び第2期)の対象者への接種機会を確保するため、定期接種を実施する小児科等の医療機関へのワクチンの供給を優先すること。また、在庫量を確認の上、必要な場合は、地域間、営業所間の在庫融通を行うとともに、必要に応じて都道府県及び市区町村と連携すること。
- 卸売販売業者は、医療機関等からの予約・注文を受ける場合には、必要に応じてワクチンに関する在庫量等について情報提供を行うこと。また、医療機関等から注文を受ける際には、ワクチンの偏在が起こらないように、医療機関等の在庫を確認した上で、随時、必要量を供給すること。なお、新規開業により納入実績のない医療機関等から新たにワクチンの注文があった場合等に、当該医療機関等が不利とならないよう、配慮すること。
- 医療機関等がワクチンの予約・注文を行う場合には、例えば、前年同時期の使用実績よりも大幅に多い量の納入を求めることや、製品のロットを指定して早期の一括納入を求めること等、必要以上に早期又は多量の納入を求める予約・注文を行わないこと。また、ワクチンの予約・注文は、ワクチンの供給ペースを考慮することが望ましく、接種希望者から申込みがあった段階で必要に応じて行うこと。

※通知全文はe-広報室へ掲載しております。

健康に配慮した飲酒に関するガイドライン及びリーフレットの送付について



日医発第187号(健Ⅱ) 令和6年4月12日

日本医師会常任理事 江澤 和彦

アルコール健康障害対策基本法に基づき策定されたアルコール健康障害対策推進基本計画の第2期計画においては、その基本的施策として、飲酒に伴うリスクに関する知識の普及の推進を図るために、国民のそれぞれの状況に応じた適切な飲酒量・飲酒行動の判断に資する「飲酒ガイドライン」を作成することとされています。

これを踏まえ、厚生労働省において、健康に配慮した飲酒に関するガイドライン及びリーフレットが別添のとおり作成され、本会宛て周知方依頼がありましたのでご連絡いたします。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、郡市区医師会及び会員への周知方についてご高配賜りますようお願い申し上げます。

【厚生労働省HP】

○健康に配慮した飲酒に関するガイドラインについて

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_38541.html

※通知全文はe-広報室へ掲載しております。

「日本医師会会員統計資料（2023年12月31日現在）」の公開について

日医発第02251号（情シ）令和6年4月12日
日本医師会常任理事 長島 公之

本会では、「日本医師会会員統計資料」について、会務運用の有用な基礎資料となることを目的として、刊行・公開しているところです。

2020年度より各種資料のデジタル化及びペーパーレス化推進の観点から、冊子に代えて日本医師会ホームページのメンバーズルームに、電子ファイルとして掲載し、各医師会ならびに日本医師会会員の先生方に広くご利用いただく形で公開させていただいております。

今回の「日本医師会会員統計資料（2023年12月31日現在）」に関しましても、日本医師会メンバーズルームへ電子ファイルの形で公開することとさせていただきました。

【掲載場所】

https://www.med.or.jp/japanese/members/info/toukei_index.html

日本医師会ホームページ・メンバーズルーム>医師会活動について>統計資料集

※本件にかかる問い合わせ先

日本医師会 情報システム課 会員情報室 TEL. 03-3946-2121（代） 担当／高橋

※通知全文はe-広報室へ掲載しております。

「ドローンによる医薬品配送に関するガイドライン」の一部改正について

日医発第188号（技術）令和6年4月15日
日本医師会常任理事 宮川 政昭

厚生労働省医薬局総務課長及び同省医政局総務課長より各都道府県等衛生主管部（局）長宛に標記の通知が発出されるとともに、本会に対しても周知方依頼がありました。

ドローンによる荷物等の配送事業については、内閣官房及び国土交通省により公表されている「ドローンを活用した荷物等配送ガイドライン」において関係法令の整理等が公表されており、うち、医薬品の配送に当たっての留意事項は「ドローンによる医薬品配送に関するガイドラインについて」（令和5年3月24日付日医発第2402号（技術）を以て貴会宛てにご案内済み）により示されているところです。

本通知は、今般、災害時に緊急に医薬品を配送する必要がある場合には、状況に応じた柔軟な対応が可能であることを明確化する観点から、国土交通省及び厚生労働省において、本ガイドラインの一部を別紙の新旧対照表のとおり改正したことについて周知を依頼するものです。

※通知全文はe-広報室へ掲載しております。

「マイナ保険証利用促進集中取組月間」と利用促進のためのツール・一時金のご案内セミナーの開催について(周知依頼)



日医発第192号(情シ) 令和6年4月15日
日本医師会常任理事 長島 公之

令和6年3月21日付日医発第2223号(情シ)「マイナ保険証移行・電子処方箋導入への医療機関・薬局向けセミナーについて(周知依頼)」にて、マイナ保険証支援金や報酬改定についてのセミナーのお知らせをしましたが、この度、医療機関、保険者、経済界の代表が集う日本健康会議(4月25日)で「マイナ保険証利用促進宣言」を行い、これを皮切りに、本年5月～7月を「マイナ保険証利用促進集中取組月間」として実施することになりました。

そのなかでも、「マイナ保険証利用促進集中取組月間」と「利用促進のためのツール・一時金」の紹介のため、標記のセミナーが開催されることとなり、その周知依頼が厚生労働省より本会宛にまいりました。

【セミナーについて】

日 時：令和6年4月18日(木) 18:00～19:00(予定)

開催方法：YouTubeライブ配信

＜参加用URL＞

<https://youtube.com/live/7Lw9GuKNud8?feature=share>

(同アドレスで4月22日18:00までアーカイブ視聴可能予定)

※当日の視聴ができない場合は、アーカイブ配信をご視聴ください。



＜アーカイブ配信情報＞ 4月22日18:00以降については、厚生労働省の

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08280.html

上記サイト「～マイナ保険証の利用促進に向けた支援策等についてご案内します～」の中に、アーカイブ配信の案内が掲載される予定です。

※通知全文はe-広報室へ掲載しております。

日本医師会 医師賠償責任保険制度紹介動画の活用について



日医発第181号(医賠責) 令和6年4月16日
日本医師会常任理事 今村 英仁

日本医師会では、現在、最重要課題の一つとして組織強化に取り組んでおりますが、この日医医賠責保険制度は日本医師会加入の大きなメリットの1つと考えており、これまでも複数の都道府県医師会から同制度をアピールする動画ツールの作成要望を受け、以下のとおり動画を制作しましたので、ご案内申し上げます。

内容としては、日医医賠責保険制度の特徴やメリットをご理解いただきやすいストーリーとなっております。

つきましては、研修医や若手勤務医への日本医師会入会促進活動等にご活用いただきたく、ご高配のほどよろしくお願いたします。放映時間約10分の動画となっておりますので、各種研修会やガイダンス等の場でご活用いただけますと幸いです。

<動画概要>

タイトル：日本医師会 医師賠償責任保険制度 ～A会員のメリット～

放映時間：約10分

内容：若手勤務医が患者から医療過誤ではないかと追及され、日常診療も大変な状況となる中で、実は日医A会員であったことが判明し、先輩や医長のアドバイスも受けて日本医師会入会の意味を知るというストーリーです。なお、放映の間では動画の中にも度々表示されるものの、当制度はあくまでも「A会員」限定の制度である点を補足いただけますと幸いです。

形式：漫画動画（若手層をターゲットとしていることから、スマホ等で気軽に視聴が出来るため、受け入れられやすいというヒアリング結果から、この様式を採用しています。漫画なので馴染みやすく、吹き出しの文字があるため音声がかえらない場合でも内容を十分に理解できます）

掲載場所：日本医師会公式 YouTube チャンネル
(URL : <https://youtu.be/AkyFai9Tcdc>)



右記二次元コードからも閲覧できます。

「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律の一部を改正する法律」の施行について（協力依頼）

日医発第199号（健Ⅱ） 令和6年4月16日

日本医師会常任理事 渡辺 弘司

濱口 欣也

「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律の一部を改正する法律」が成立、施行され、旧優生保護法一時金の支給の請求期限が令和6年4月23日から令和11年4月23日に5年延長されたことから、こども家庭庁より本会に対し協力依頼がありました。本通知は、改めて、請求者にかかる記録の調査、診断書作成、制度の周知等への協力を依頼するものです。併せて当該資料が適切に保全されるよう、医療機関、障害者施設等における旧優生保護法に関連した資料の保全について事務連絡がありました。貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、郡市区医師会及び関係医療機関への周知方、ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

※通知全文はe-広報室へ掲載しております。

令和6年度医療施設等施設整備費補助金及び設備整備費補助金における新興感染症対応力強化事業について（依頼）

令和6年4月16日

広島県健康福祉局長

(健康危機管理課)

本県では、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、本県と医療措置協定を締結する医療機関の新興感染症への対応力の強化を図るため、病室等の感染対策に係る整備費等を補助する新興感染症対応力強化事業（以下「事業」という）を新たに実施することとしました。

ついては、事業について整備計画がある場合は、計画書等の必要書類を提出してください。

なお、本事業は国の補助事業を活用する事業であり、国及び県の予算の範囲内で補助を行うもので

す。そのため、今回の計画書等を御提出いただいた場合でも、予算上の制約等から御希望に添えない場合がありますので御承知願います。

また、協定書(案)の事前確認については、追って通知します。

1 事業内容

「新興感染症対応力強化事業」のとおり(※県ホームページに掲載)

2 対象となる医療機関

広島県と、病床確保、発熱外来又は自宅療養者等への医療の提供を内容とする医療措置協定を締結する医療機関(病院、診療所、薬局及び訪問看護事業所)

3 提出書類

次の県ホームページを参照してください。

「新興感染症対応力強化事業(協定締結医療機関施設・設備整備事業)について」

(リンク：<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/268/hcdc-iryoukyouteihojyo.html>)

4 提出期限

令和6年5月10日(金)【厳守】

※原則、期限以降の受付はできません。期限内に提出をお願いします。

5 事業計画書等の提出先

(1) 電子メールの場合

hcdc@pref.hiroshima.lg.jp

※件名に「新興感染症対応力強化事業に係る事業計画書」と記入

(2) 郵送の場合(※電子メールでの提出が難しい場合のみ)

〒730-8511 広島市中区基町10-52

広島県健康福祉局健康危機管理課 感染症管理グループ

6 注意事項

(1) 事業計画書の提出後は、計画内容の変更が原則認められないため、関係法令等に沿った計画としてください。

(2) 補助事業は単年度会計のため、**令和6年度中に事業を完了する必要があります。**

(3) **事業への着手は、補助金交付を内示した後となります。**補助事業が不採択となった場合もその旨を連絡しますので、連絡を受ける前に事業への着手をしないでください。

※内示前に着手した工事や購入した設備等については、補助対象となりません。

(4) **現時点で協定締結の手続きに着手していなくとも、協定締結の意思がある場合は申請可能です。**

(5) その他留意事項については、「**新興感染症対応力強化事業に係るQ&A**」に記載していますので、必ず確認してください。(※県ホームページに掲載)

7 今後のスケジュール(予定)

・内示：6月以降

・交付申請、交付決定：6月以降

8 問合せ先

広島県健康福祉局健康危機管理課 感染症管理グループ

電話番号：082-513-3068 メールアドレス：hcdc@pref.hiroshima.lg.jp

※通知全文はe-広報室へ掲載しております。

予防接種法に基づく健康被害救済制度における医療費・医療手当請求書等の各種様式及び事務に当たって留意すべき事項について



日医発第222号（健Ⅱ）令和6年4月17日

日本医師会常任理事 釜范 敏

今村 英仁

本件は、定期的予防接種又は臨時の予防接種を受けた者が、疾病にかかり、障害の状態となり、又は死亡した場合において、当該疾病、障害又は死亡が当該定期的予防接種等を受けたことによるものであると厚生労働大臣が認定したときに市区町村長が行う給付について、支給を受けようとする者が提出する請求書の様式を改正するとともに今後の取扱いを通知するものです。

概要は下記のとおりです。

つきましては、本件についてご了知のうえ、ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

記

- 「医療費・医療手当請求書等の様式変更について」（平成27年12月24日付（地Ⅲ196）参照）は廃止すること。
- 各請求書様式名を改正すること。
- 医療費・医療手当の請求時に医療機関が作成する様式2-(1)「受診証明書」について、病院若しくは診療所の開設者又は医師が行う、定期的予防接種又は臨時の予防接種を受けたことによるものと疑われる症状の報告（予防接種後副反応疑い報告）の報告日を様式内⑦に追加すること。
 - 市区町村は必要に応じ、予防接種後健康被害救済申請に係る健康被害を診断した医師等へ予防接種後副反応疑い報告の提出を促すことがあること。
 - 様式内④に記載する疾病名に関しては様式内（注意）3において、留意事項を追加していること。
- アナフィラキシー等の即時型アレルギー（接種後4時間以内に発症し、接種日を含め7日以内に治癒・終診したものに限る。また、症状が接種前から継続している場合や、ワクチン接種以外の原因によると記載医が判断した場合は含めない）に係る医療費・医療手当の請求の際に、当該即時型アレルギー反応症例の概要を記載する様式3「予防接種後のアナフィラキシー等の即時型アレルギー反応症例概要」を追加すること。
 - 本様式の提出は任意であるが、本様式を提出した場合においては、従前、アナフィラキシー等の即時型アレルギーに係る医療費・医療手当の請求の際に提出を求めていた診療録については、提出が不要となり、また、市区町村の判断において被接種者経過概要、予防接種健康被害調査委員会を省略（市区町村が調査会の助言なしに必要な資料を収集して進達）することができること。
※新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種の終了に伴い廃止された「新型コロナウイルス感染症にかかる予防接種の実施に関する手引き（21版）」（令和5年12月5日付日医発第1552号（健Ⅱ）参照）における申請の取扱いと同様であること。
- 様式6「診断書」における診断医の氏名について、押印欄を廃止し署名のみとし、併せて、様式欄外に記入上の留意事項を新設し、障害ごとの記入例を作成したこと。
- 令和6年4月15日以降の請求については、改正後の様式を使用すること。
 - 当分の間、市区町村は改正前の様式で記載された各種請求を受付及び進達して差し支えないが、改正後の様式については、以下の厚生労働省ホームページに加工可能媒体で掲載予定であること。
厚生労働省HP予防接種健康被害救済制度について：
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_kenkouhigaikyusai.html

（別添厚生労働省通知）

- 「予防接種法に基づく健康被害救済制度における医療費・医療手当請求書等の各種様式について」（令和6年4月15日付感発0415第9号）
- 「予防接種法に基づく健康被害救済制度における事務に当たって留意すべき事項について」（令和6

年4月15日付事務連絡)

- 市町村から国への進達書類として添付する被接種者経過概要
- 市町村からの国への進達に必要な資料の給付区分ごとのチェックリスト
- 「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き」における健康被害救済制度の事務部分を抜粋した手引き
- 予防接種健康被害救済業務Q&A集(令和6年3月改正)

(参考)

- 「予防接種法の一部を改正する法律等の施行について」
(平成13年11月14日付(地Ⅲ148)参照)
- 「予防接種法に基づく副反応疑い報告制度について(周知依頼)」
(令和5年11月1日付日医発第1396号(健Ⅱ)(法安)参照)
- 「令和6年度以降の新型コロナワクチンの接種による健康被害に係る救済措置の取扱いについて」
(令和6年3月15日付日医発第2199号(健Ⅱ)(法安)参照)
- 「予防接種法施行令の一部を改正する政令等の施行について(施行通知)」
(令和6年4月2日付日医発第23号(健Ⅱ)(法安)参照)

※通知全文はe-広報室へ掲載しております。

新型コロナワクチンの接種に伴い副反応を疑う症状が生じた者への対応について



日医発第225号(健Ⅱ)(法安) 令和6年4月17日

日本医師会常任理事 釜菴 敏

宮川 政昭

細川 秀一

本事務連絡は、新型コロナウイルス感染症に関連する心筋炎の既往のある小児、若年者について、オミクロン株XBB.1.5系統の新型コロナワクチン接種後に心筋炎が生じた事例の報告が2例目となったため、厚生労働省の審議会の意見も踏まえ、下記のとおり、新型コロナワクチン接種における心筋炎及び心膜炎の注意喚起を改めて行うものです。

つきましては、本件についてご了知のうえ、ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

記

1. 新型コロナウイルス関連の心筋炎の既往を有する者において、新型コロナワクチン接種後に心筋炎を発症した副反応疑い症例が見られたことを踏まえ、新型コロナワクチン接種に際しては、新型コロナウイルス関連の心筋炎・心膜炎の既往を有する者に該当すると認められる場合は、健康状態及び体質を勘案し、診察及び接種適否の判断を慎重に行い、予防接種の必要性、副反応、有用性について十分な説明を行い、同意を確実に得た上で、注意して接種すること。
2. 1. の場合に限らず、新型コロナワクチン接種後に胸の痛み、動悸、息切れ、むくみなどの心筋炎・心膜炎を疑う症状が見られた場合には速やかに医療機関を受診することなど、接種前に、予防接種後に起こり得る副反応を含めた説明を十分に行うこと。

(参考)

第101回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会、令和6年度第1回薬事審議会医薬品等安全対策部会安全対策調査会(合同開催)資料:

https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/newpage_39491.html

※通知全文はe-広報室へ掲載しております。

特別支援学校における気管カニューレ・胃ろうの計画外抜去時の対応マニュアルについて

広島県医師会特別支援学校・医療的ケア検討会

このたび本検討会では、現在、特別支援学校等で個別に作成されている気管カニューレや胃ろうの計画外抜去時の対応マニュアルの様式が様々であることを鑑み、県内の特別支援学校や一般校における医療的ケアやマニュアル作成の際のご参考となるよう、対応マニュアルを作成いたしました。

広島県医師会e-広報室の「お知らせ」にマニュアルを掲載しておりますので、ご高覧賜りますようお願い申し上げます。

2024年度 医師賠償責任保険の更新について（ご案内）

広島県医師会医師賠償責任保険（100万円保険）は、2024年5月1日に更新を迎えます。つきましては、2024年度の保険内容・保険料について以下のとおりご案内いたします。

本保険は、日本医師会医師賠償責任保険免責部分の担保になると同時に、少額の事故対応に極めて有用なため、本会会員は原則全員加入としております。

なお、本保険への加入を希望されない場合は、非加入・解約届をお送りいたしますので、広島県医師会保険医事課までご連絡くださいますようお願いいたします。

※一度解約手続きをされますと、再度加入手続きをされない限り、非加入のままとなりますのでご注意ください。

広島県医師会医師賠償責任保険（100万円保険）

補償内容	1事故100万円・保険期間中300万円、刑事弁護士費用担保特約
保険期間	2024年5月1日～2025年5月1日（1年間）
年間保険料	A会員6,010円、B・C会員4,010円（会費賦課徴収規則に準じて徴収）
取扱代理店	広医(株)/引受保険会社：東京海上日動火災保険(株)

担当：一般社団法人広島県医師会 保険医事課
(E-mail：ijihosei@hiroshima.med.or.jp)

HMネットに参加して地域医療連携を広げよう!!

ひろしま医療情報ネットワーク（HMネット）は、診療情報や処方情報、健診情報などを共有し、円滑な地域医療連携を実現することを目標としております。HMネットに参加して地域医療に貢献しましょう。

参加書類のダウンロード

<https://www.hm-net.or.jp/koubo/koubo.zip>

参加医療機関の導入事例紹介

<https://www.hm-net.or.jp/interview>



イメージキャラクター
ぼぼじろー

電子処方箋の運用には医師資格証が必要です

令和5年1月から運用を開始した「電子処方箋」を利用するためには、オンライン資格確認のシステム導入のほか、「HPKIカード」の取得が必要です。HPKIカードは、複数の公的機関が発行していますが、日本医師会が発行する「医師資格証」であれば、日本医師会会員は無料で取得、利用できます。

まだ申請をされていない場合は、ぜひお早めに申請をしてください。



医師資格証の利用シーン

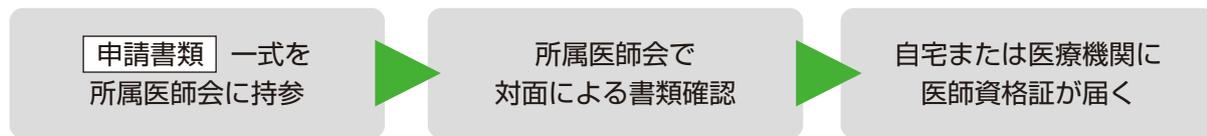


費用

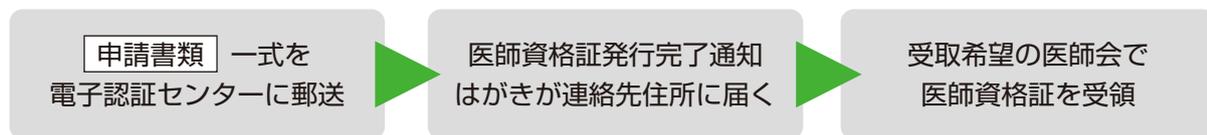
日本医師会会員は初回発行手数料、5年ごとのカード更新費用も全て**無料**
日本医師会非会員は、初回発行時及び5年ごとのカード更新時に**5,500円**かかります。

医師資格証の申請方法

(1) 申請書類を所属医師会に【持参】した場合



(2) 申請書類を日本医師会電子認証センターに【郵送】した場合



申請書類

- ① 医師資格証発行申請書
- ② 医師免許証のコピー
- ③ 住民票 (発行から6ヵ月以内、コピー不可)
- ④ 身分証明書 (運転免許証・マイナンバーカードなど)

お問い合わせ先

広島県医師会 広報情報課 TEL : 082-568-1511

日本医師会電子認証センター <https://www.jmaca.med.or.jp>
 広島県医師会 医師資格証ページ <https://www.hiroshima.med.or.jp/ishi/shikaku/>

社 保の葉

のマークのある文書は、
e-広報室「通達文書」へ全文
が掲載してあります。



医療機関等の窓口におけるマイナンバーカードの取扱いについて（協力依頼）



日医発第193号（情シ）（保険）令和6年4月16日
日本医師会常任理事 長島 公之

医療機関等の窓口におけるマイナンバーカードの取扱いについて、今般、Q&Aがとりまとめられ、その周知依頼が厚生労働省より本会宛にまいりました。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただくと共に、貴会管下の郡市区等医師会ならびに会員への周知方につき、ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

【Q&Aの概要】

医療機関・薬局において、マイナンバーカードの表（おもて）面の情報を確認するために、患者本人の了解の上で、一時的に患者のマイナンバーカードを預かることや、その表面をコピーして、管理しておくことは差し支えない旨の案内。

【別添資料】

- ・事務連絡：医療機関等の窓口におけるマイナンバーカードの取扱いについて（協力依頼）

※別添資料より抜粋

問 医療機関・薬局において、マイナンバーカードの表（おもて）面の情報を確認するために、一時的に患者のマイナンバーカードを預かることや、その表面をコピーして、管理しておくことは可能か。また、具体的にどのようなケースで、こうした対応を行うことが想定されるか。

（答）

- マイナンバーカードによる資格確認を行った際、保険請求の実施に必要な範囲内で、患者本人の了解の上、マイナンバーカードの表面に印字された患者の氏名・住所等の情報を確認することや、そのために一時的に医療機関・薬局の職員が患者のマイナンバーカードを預かることやその表面をコピーして保管することは差し支えない。
- このとき、医療機関・薬局の職員が、意図せずにマイナンバーカードの裏面に記載されたマイナンバーを見てしまうことは、法令上問題にならないが、マイナンバーカードの裏面に記載されたマイナンバーを書き写したり、裏面のコピーを取ったりすることはできない。
- なお、マイナンバーカードの表面を確認する場面としては、具体的に、
 - ・マイナンバーカードによるオンライン資格確認を実施した際、氏名・住所等に旧字等が含まれているため、黒丸「●」で表示され、正確な表記を確認する場合
 - ・何らかの事情により、マイナンバーカードによるオンライン資格確認やその他の方法による資格情報の確認を行うことができず、患者から被保険者資格申立書の提出を受け、マイナンバーカードの表面の情報を把握する必要がある場合
 - ・暗証番号認証等を行う際、明らかに本人であることに疑いがあり、マイナンバーカードの表面の写真を確認する場合等が想定される。
- 上記の取扱いについては、デジタル庁と協議済みである。

※通知全文はe-広報室へ掲載しております。

—特設ホームページの開設—

令和6年度診療報酬改定について (6月1日施行)

6月1日施行の令和6年度診療報酬改定(薬価改定は4月施行)については「令和6年度診療報酬改定特設ホームページ(以下、特設ページ)」を開設し、説明動画をオンデマンド形式(動画配信)により配信させていただきます。

説明動画の配信は令和6年4月下旬を予定しており、案内及び資料一式(改定診療報酬点数表参考資料(白本)含)を配信にあわせて医療機関宛に送付(無料)させていただきます。

なお、動画配信・資料送付時期は目安であり前後する可能性もあります。

1. 特設ページ: 3月15日開設済

2. 掲載場所: [広島県医師会ホームページ](#) [トップページ](#)
→ [医師のみなさまへ](#) → [「令和6年度診療報酬改定説明会 特設ページ」](#)
パスワードは3月15日号付録でお知らせしております。

3. 説明動画配信(資料送付)について

動画内容: 改定の概要、主要改定項目、施設基準届出など

「配信(資料送付)時期は令和6年4月下旬」を予定しております。

・時期が確定しましたら広島県医師会速報でお知らせ致します。

注: インターネット接続環境などの問題で動画が視聴出来ない場合は、DVDを手配(1枚限り)しますのでご連絡ください。

※4月19日(金)までにお申し込み分は、4月末日までに発送します。

令和6年度診療報酬改定率について (概要)

1. 診療報酬 +0.88% 【注: 令和6年6月施行】

※1~3を除く +0.46%

各科改定率 医科 +0.52% 歯科 +0.57% 調剤 +0.16%
(40歳未満の勤務医等及び事務職員等賃上げ +0.28%程度含む)

※1医療関係職種(看護職員、病院薬剤師他) ベア +0.61%

※2入院時食事基準額の引き上げ +0.06%

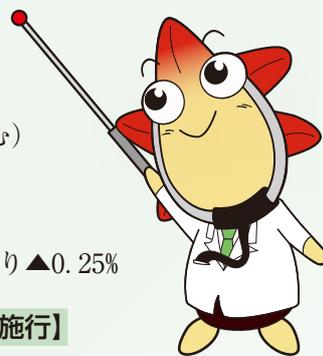
※3生活習慣病を中心とした管理・処方箋料等の再編などにより ▲0.25%

2. 薬価等 ▲1.00% 【注: 令和6年4月(材料価格は令和6年6月)施行】

①薬価 ▲0.97% ②材料価格 ▲0.02%

「詳細は厚生労働省HPをご覧ください」

ホーム > 報道・広報 > 報道発表資料 > 2023年12月 > 2023年12月20日(水)掲載
> 診療報酬・介護報酬・障害福祉サービス等報酬改定について



① 医科診療報酬点数表 ② 薬価基準点数早見表について (お知らせ) (出版社: 社会保険研究所)

自動的に送付しません。

引去可能医療機関には標記書籍を1冊ずつ送付(後日代金引去)しておりましたが、診療報酬改定が6月施行に変更され、昨年10月から始まりましたインボイス制度等への対応から、**今回より出版社へ直接お申し込み**いただくことといたしました。

↑ 株式会社社会保険研究所行 FAX: 082-223-2728

4月上旬発刊



① 医科診療報酬点数表 令和6年6月版 B5判 1,030頁予定 定価: 3,000円+税 (税込3,300円) ▶ 2,590円

本文2色構成、改定による変更箇所には下線を表示し、独自の編集によるフルカラーの早見表や別紙様式も掲載。左欄に点数表、右欄には算定上の留意事項等を掲載するといった、長年親しまれてきた伝統的な構成に加えて、注に規定する加算の名称や、算定単位・回数などの書体を強調し、さらにわかりやすく工夫してあります。

注: 3月告示時点の情報(告示以降6月改定までの情報は網羅されておりません)

ご注文冊数

冊

6月発刊



医科点数表の解釈 令和6年6月版 A4判 2,000頁予定 定価: 6,200円+税 (税込6,820円) ▶ 5,620円 令和6年度改定は6月実施のため改定後すぐに使用可能

絶大なる信頼を得た点数表書籍のスタンダード! 必要な情報を体系的に網羅し、抜群の正確さを誇る決定版! 本書は、類書中群を抜く正確さにより、各審査機関にも長年使用されている医療関係者必携の書となっています。令和6年度からは6月改定のため、発刊時期(6月)とのタイムラグが最小限となり、改定後すぐに使用できる書籍になります。

ご注文冊数

冊

3月下旬発刊



② 薬価基準点数早見表 令和6年4月版 A5判 1,100頁予定 定価: 3,800円+税 (税込4,180円) ▶ 2,810円

薬価基準収載全医薬品を、50音順に配列し、薬価を表示。見やすくシンプルでひきやすい、実用早見表の決定版! 内用薬・注射薬・外用薬・歯科用薬剤の順番に、商品名・薬価はもちろん、規格単位や製造・販売会社名等を一覧できます。

追補情報を社会保険研究所ウェブサイト上で迅速・無料で掲載しています(薬価追補サービス)。

ご注文冊数

冊

● 上記価格は全て消費税込みです。特別価格は送料込み価格です。

* 請求書類、払込取扱票は図書と一緒に送させていただきます。払込取扱票は郵便局専用で、手数料は掛かりません(小社負担)。請求書に記載の銀行でお支払いの場合、手数料はお客様負担となりますので、ご注意ください。

貴名	申込日: 令和 年 月 日		
部署名	担当者名		
ご住所	〒		
電話	F A X		

株式会社社会保険研究所

FAX 082-223-2728

令和6年度 診療報酬点数表関連図書

薬効・薬価リスト 令和6年度版
適応・薬価をはじめレセプト事務に必要な情報を集約し、請求・審査・点検に欠かせない決定版！

医科点数表の解釈 令和6年6月版
絶大なる信頼を得た点数表書籍のスタンダード！
必要な情報を体系的に網羅し、抜群の正確さを誇る決定版！

検査と適応疾患 令和6年6月版
レセプト電算処理に対応！ 医科診療報酬点数表「検査」「病理診断」「画像診断」の部の項目に対し、レセコードごとに対象となる主な適応疾患、臨床的意義、保険請求上の留意点(厚生労働省発出の告示・通知・記載要領・事務連絡等の算定ルール)および関連検査を、点数表の区分番号順に配列したコンパクトな実務書です。

施設基準等の事務手引 令和6年6月版
人員や設備・施設などの基準を整理しわかりやすく記載し施設基準を網羅、最適な算定をサポート！

新明細書の記載要領 令和6年6月版
レセプトの書き方のすべてを網羅した一冊で参考資料等の掲載内容を見直し、より現場で役立つ書籍に！

看護関連施設基準・食事療養等の実際 令和6年10月版
看護サービスにおける診療報酬での適切な評価・取扱いの情報を集成！

令和6年 介護報酬改正図書

●介護報酬の解釈 ①単位数表編 ②指定基準編 ③QA・法令編



Table with 11 columns: No., 図書名, 発刊, 本体価格, 特別価格, ご注文冊数, No., 図書名, 発刊, 本体価格, 特別価格, ご注文冊数. Lists various books and their prices.

●上記価格は全て消費税込みです。特別価格は送料込み価格です。

- * 上記以外の図書をご希望の場合は、空欄へご記入ください。(ご提供価格につきましては担当者よりご連絡を差し上げます)
* 請求書類、払込取扱票は図書と一緒にお願いします。払込取扱票は郵便局専用で、手数料は掛かりません(小社負担)。
請求書に記載の銀行でお支払いの場合、手数料はお客様負担となりますので、ご注意ください。

Form for ordering with fields for 貴名, 部署名, 担当者名, ご住所, 電話, FAX, and 申込日: 令和 年 月 日.

(株) じほう発行 診療報酬・薬価基準関連書籍のご案内

治療薬ハンドブック2024

薬剤選択と処方のポイント

編集/堀 正二、菅野 健太郎、
門脇 孝、乾 賢一、林 昌洋定価 4,950円 (本体4,500円+税10%)
B6変型判/1,888頁/2024年1月刊
ISBN: 978-4-8407-5546-7

「知りたい」を大切に。「調べやすい」をいつも手元に。添付文書+αの情報を必要な分だけ凝縮した“一歩先”の医薬品集。付録アプリ付き。

《アプリのデータは年4回更新でき、令和6年4月改定後の新薬価にも対応!》

適応・用法付 薬効別薬価基準

保険薬事典 Plus⁺ 令和6年4月版

編集/薬業研究会

定価 5,280円 (本体4,800円+税10%)
A5判/2色刷/1,110頁/2024年3月刊
ISBN: 978-4-8407-5552-8適応情報も確認できる医療用
医薬品リストの定番書籍!

《※2024年度薬価改定に対応!!》

レセプト事務のための

薬効・薬価リスト 令和6年版



制作/医薬情報研究所

定価 7,370円 (本体6,700円+税10%)
B5判/1,100頁/2024年4月刊
ISBN: 978-4-8407-5554-2禁忌・併用禁忌のチェックも可能な、
保険請求事務・審査事務の
決定版!!

《※2024年度薬価改定に対応!!》

診療所外来点数マニュアル2024



編著/診療報酬研究会

定価4,180円 (本体3,800円+税10%)
A4判/424頁/2024年6月予定
ISBN: 978-4-8407-5560-32024年度診療報酬改定に対応!
診療所の外来に特化した
読みやすい「必携の1冊」

《※2024年度診療報酬改定に対応!!》

お申込書 (切り離さずそのままお申込ください)

お申込は、(株) じほう大阪支局 FAX: 0120-189-015 へ

- お申込は、下記にご記入の上、(株) じほう大阪支局まで FAXにてお送りください。
- 書籍と請求書は(株) じほうから直接お送りいたします。
- 会員価格での販売は、本お申込書による(株) じほう大阪支局への直接注文に限ります。
- 本申込書でのご注文は、書店の取扱いができませんのでご注意ください。

税込・送料込み

(お申込日: 年 月 日)

書籍名	発行	ISBN	発行日	定価(税込)	会員価格(税込)	ご注文数
治療薬ハンドブック2024【付録アプリ付】	じほう	55467	2024年1月	4,950円	4,510円	
保険薬事典 Plus ⁺ 令和6年4月版	じほう	55528	2024年3月	5,280円	5,280円	
薬効・薬価リスト 令和6年版	じほう	55542	2024年4月	7,370円	6,490円	
診療所外来点数マニュアル2024	じほう	55603	2024年6月予定	4,180円	3,894円	

ご住所	(〒 -)		
貴施設名	部署 お名前		
お電話番号	FAX		
通信欄			

収集させていただいた個人情報(厳重に管理するとともに、ご注文書籍の発送、代金のお支払いの確認、弊社出版物のご案内等、弊社事業活動に利用させていただく場合がございます)をご了承ください。ご不明な点は、右記へお問い合わせください。 E-mail: privacy@jihou.co.jp

【お問合せ先】 株式会社じほう 大阪支局 TEL: 06-6231-7061

【広島県医師会 202403】

医学通信社 2024年新刊書籍のご案内

謹啓 この度、(株)医学通信社発行の2024年新刊書籍を、特別価格でご提供させていただき運びとなりました。ご注文は、下記の「特別価格(15%引き)FAX注文書」にご記入の上、医学通信社宛てにFAXにてお申し込みください。さらに、同一書籍を50部以上ご注文の際は、その書籍に限り20%引きでご提供します。

なお、特別価格適用は、2024年5月31日(金)到着分までとなりますので、ご了承ください。

本件に関するご連絡は、木田 (☎03-3512-0251) までお願い申し上げます。

謹白

特別価格(15%引き)FAX注文書

※この注文書で書店からはご購入できません

HIR

医学通信社 行 FAX 03-3512-0250

申込日： 年 月 日

書籍名	刊行予定	定価→特別価格(15%引・税抜)	申込部数
 診療点数早見表 2024年度版	5月 下旬	4,600円 → 3,910円	
 薬価・効能早見表 2024年4月版	4月 月上旬	5,600円 → 4,760円	
 DPC点数早見表 2024年度版	5月 下旬	4,600円 → 3,910円	
 最新 検査・画像診断事典 2024-25年版	5月 下旬	2,800円 → 2,380円	
 診療報酬・完全攻略マニュアル 2024-25年版	6月 中旬	2,800円 → 2,380円	

※内容は、弊社ホームページ (<https://www.igakutushin.co.jp/>) をご参照ください。

【書籍送料】 1~9部：100円(+税)×部数。 10部以上は一律1,000円(+税)

ご住所(〒 -)

名称 ふりがな.....部署名

担当者 ふりがな.....電話 備考



e-資料 通達文書 (社保関係) 掲載情報

☆e-広報室 → 広島県医師会速報 →  通達文書 → 医師会速報e-資料に全文掲載しております。



医療機器の保険適用について 令和6年4月10日 (第169号・保険)

令和6年4月1日から、新たに保険適用となった医療機器が示された。



オルミエント錠2mg等、ウィフガート点滴静注400mg及びエンレスト錠50mg等の医薬品医療機器等法上の効能・効果等の変更に伴う留意事項の一部改正等について 令和6年4月11日 (第170号・保険)

本剤の保険適用に係る留意事項が一部改正された。

※日本医師会メンバーズルーム中、医療保険の「医薬品の保険上の取扱い等」に掲載



「医療機器の保険適用等に関する取扱いについて」等の一部訂正について 令和6年4月12日 (第185号・保険)

標記について、厚生労働省保険局医療課より一部訂正の事務連絡が発出された。



療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部改正等について 令和6年4月17日 (第203号・保険)

標記について、療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等及び特掲診療料の施設基準等の一部が改正（トラロキヌマブ製剤の在宅自己注射等）され、令和6年4月1日より適用とされました。

※日本医師会メンバーズルーム中、医療保険の「医薬品の保険上の取扱い等」に掲載



高額医薬品に係る療養の給付等の書面による請求について 令和6年4月18日 (第228号・保険)

ゾルゲンスマが含まれる療養の給付費等の請求は、当分の間、書面による請求を行うこととされました。(ゾルゲンスマが含まれるレセプトのみが、書面による請求の対象)

この場合、書面による請求が行われることを把握するため、今後「療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(令和5年12月26日保発1226第4号)の別添4の様式第3号「請求命令附則第4条第5項による猶予届出書」により、審査支払機関への届出が求められることとされました。

※日本医師会メンバーズルーム中、医療保険の「医薬品の保険上の取扱い等」に掲載

詳細な内容は通知の全文をご確認ください。



広島県地域医療支援センターだより

最近の主な活動

令和6年度がスタートし、広島大学医学部にも18名のふるさと枠医学生が入学され、4月5日には大学、県庁、当センター関係者の顔合わせを行ったところです。これから地域医療セミナーなどのイベントを通じて支援していきたいと考えております。

さて、当センターが運営しているホームページ「ふるさとドクターネット広島」では、医師インタビュー欄に様々なところで活躍されている医師を紹介しており、今回は広島市立北部医療センター安佐市民病院の原田和歌子先生へのインタビュー記事を掲載しましたので、こちらのコーナーもぜひご覧ください。

今年度も引き続き、ご指導、ご助言を賜りますようお願い申し上げます。

●地域医療を担う医学部新入生の激励会が行われました

3月26日、広島県庁で「令和6年度未来のひろしまの地域医療を担う医学部新入生激励会」が開催され、自治医科大学、広島大学医学部ふるさと枠の入学予定者に集まいただきました。湯崎知事をはじめ来賓の先生方からの激励に、新入生は地域医療やこれから始まる大学生活に思いを新たにしました。

今年度は、自治医科大学2名、広島大学医学部ふるさと枠18名の合計20名が入学しました。



●広島大学ふるさと枠の新入生が学生生活をスタートさせました

4月5日、広島大学医学部広仁会館にて新入生オリエンテーションが行われ、ふるさと枠に入学した18名の学生が参加しました。医学部長の粟井先生から「医学部でしっかり勉強し、いろんな経験や人との交流を通じ、人間性を磨いていただきたい。将来の広島の医療を支える人たちに期待している」と激励の言葉をいただきました。

学生は、「中山間地の地域医療に貢献できるよう頑張りたい」「縦のつながり、横のつながり等、学生生活を通して人間性を豊かにしていきたい」「広島へのき地医療の深刻さや中山間地の医療の実情を知り、そこで必要とされる医師になりたい」等と抱負を述べました。

当センターでは、関係機関と協力し、学生を対象とした地域医療セミナーの開催などを通じて、ふるさと枠の学生の実習体験などの支援を進めていきます。



事務局 (公財) 広島県地域保健医療推進機構 地域医療支援センター
〒732-0057 広島市東区二葉の里三丁目2-3-4F TEL: 082-569-6491 FAX: 082-569-6492
E-mail: iryou@hiroshima-hm.or.jp

ふるさとドクターネット広島
<https://www.dn-hiroshima.jp>



ドクターネット広島登録者数

3,367名 (R6.3.31 現在)

(男性 2,245名、女性 1,122名)



医事紛争委員会だより (ワンポイントアドバイス) ⑦



～病理解剖のすすめ～産婦人科の場合

妊産婦死亡が起こった場合を想定し、遺族に対し、解剖について適切な説明ができるよう、事前に自施設で準備しましょう。

日本産婦人科医会では「母体安全への提言」を毎年行っていますが、2021年には上記の提言がなされています。なぜこのような提言が行われるのでしょうか。それは妊産婦死亡の特殊性に基づくものと考えられます。分娩にはリスクが伴うものであることは多くの方にも知られるところとなりましたが、重大なことが起こってもなんとか助かると思われています。しかしながら残念なことに2015年から2021年の間、年間30名から50名の妊産婦死亡が報告されています。

例えば、羊水塞栓症は約2万～3万分娩に1例の発症と言われ、まれな異常ですが、急激に心肺停止にいたるため、発症すると高率に死亡する可能性があります。新しい家族の誕生を心待ちにしていた家族を、生まれ来る命だけでなく母体の命も奪われるという悲劇が襲うわけです。家族にはなにが起こったのか訳がわからない状態であり、対応した医療サイドも通常の状態ではないことはご想像できるかと思います。予期せぬ死亡が起こった場合、死因の究明や医療行為との関連性の検証は重要ですが、その対応は慎重に行われなければなりません。死に直面した遺族からの同意を得ることはハードルが高いと考えられ、実際に病理解剖の同意取得の難しさを経験されている先生も多いかと存じますが、病理解剖から重要な情報を得ることができます。ちなみにAiについては脳出血等が否定できるという点では優れていますが、骨盤臓器について所見をとることや妊産婦死亡における死因診断を行うことは難しいと考えられています。予期せぬ死亡に直面した遺族が、数カ月経って死因の詳細を知りたいと希望することもあります。解剖を行うことはできません。時機を失せず病理解剖の必要性を丁寧に説明することが必要なのではないのでしょうか。

*日本医療安全調査機構のホームページから、医療機関やご遺族の方に向けた病理解剖の説明用紙をダウンロードできるようになっており、実施時の具体的内容が示されています。いざというときのために準備されてはいかがでしょうか。

参考資料 母体安全への提言2020 vol.11
母体安全への提言2020 vol.12
日本医療安全調査機構ホームページ
制度関係資料 病理解剖説明資料

【県医師会医事紛争担当役員コメント】

妊婦には侵襲的な検査ができない場合も多く、妊娠・分娩に関連した病態の研究は進んでいません。そうした状況から異常妊娠や異常分娩の病態については、病理解剖から多くの情報が得られます。また、妊産婦死亡登録事業での検討では、4割弱の症例で剖検診断と臨床診断の不一致がみられたとの報告があります。また、Aiの活用も模索されていますが、妊産婦死亡に関しては一部では有効であるものの画像診断では確定診断ができない場合も多いです。一番望ましいのは病理解剖とAiの併用が良いと考えられていますが、多くの問題は残されています。



広島県医師会 常任理事 茗荷 浩志

【ワンポイントアドバイスへの質問募集!!】

医療安全に関するテーマについて、日頃から疑問に感じていること等があれば、広島県医師会事務局に質問をお寄せください。ワンポイントアドバイスにて取り上げ、ご回答申し上げます*。

*全てのご質問に回答ができるわけではございませんので、予めご了承ください。

一般社団法人 日本医療安全調査機構

医療機関の皆様へ

説明用紙「病理解剖について」のご利用について

今般、一般社団法人 日本医療安全調査機構におきまして、病理解剖の必要性をご遺族への説明の際にご利用いただくを目的に、「ご遺族（ご家族）の皆様へ 病理解剖について」を作成いたしました。ご承知のとおり、病理解剖は、医療事故調査制度における「予期しない死亡」の死因究明や医療行為との関連を検証するうえで、大変重要であります。医療現場の皆様には、次の「ご遺族への説明時にご配慮いただきたい事項」をご参照いただき、ご利用いただけますと幸いです。

【ご遺族への説明時にご配慮いただきたい事項】
ご遺族は大変動揺されております。

- 病理解剖の実施を決定するまでに、短時間でもご遺族内で検討いただける時間が確保できるのであれば、ご遺族にはその場での回答を求めず、ご遺族内で検討ができるよう検討時間の確保にご配慮ください。
説明時には、担当者名や返答期限等を文書に記載してお渡しすることをお勧めします。必要に応じてご検討ください。
- ご遺族への病理解剖の説明は、一般的には主治医が行う場合が多いと思いますが、死亡に至る経過やご遺族との関係性等を勘案し、事例に合わせて説明者をご検討ください。（医療安全部門の医師や病理医が説明するもの一案です。）
- ご遺族の心情に合わせ、部分的な解剖も可能であることをご説明ください。
- それぞれの医療機関の事情によって、解剖までの待機時間や待機方法は異なるため、実施することになった場合には具体的なスケジュール等についても、詳しくご説明ください。

※ 医療事故調査制度の対象事例となる可能性がある場合、自院では解剖が実施できない場合やご遺族が希望する解剖を希望される場合には、支援団体（都道府県医師会・大学病院等）を介して、施設設での解剖や死・時画像診断（AI）の実施に向けて調整いただくことができます。当該都道府県の支援団体（都道府県医師会・大学病院等）へご相談ください。

※ また、自院での CT 撮影は可能だが、読影は出来ないという場合は、AI の読影を外部に依頼することも可能です。読影依頼の方法については、医療事故調査・支援センターまたは当該都道府県の支援団体（都道府県医師会・大学病院等）へご相談ください。

関連リンク
日本病理学会ホームページ <http://pathology.or.jp/ippan/pathdiag.html>
日本医療安全調査機構ホームページ <https://www.medsafe.or.jp/>

一般社団法人 日本医療安全調査機構

解剖・AIの依頼および実施時の具体的な説明内容

【参考】

解剖について

① 依頼の説明例
亡くなられたばかりで解剖をご判断されるのは大変なことと思います。解剖を行うことですべてを解明できるというわけではありませんが、亡くなられた原因が明らかになるか、病状と死因を明らかにするといった目的に行いたいと考えています。【解剖が必要な理由の説明】【目的の説明】
病理解剖は、「死因や生前に下された診断との関連」「病気がどの程度進行していたのか」「治療の効果はあったのか」「原病とは別の病気が存在していたのか」など、亡くなられたのかを知るための手がかりを得るための重要な調査です。
お気持ちはお察しいしますが、これでも解剖を実施できなかったご遺族の中には、解剖しなかったために、死因が確定できなかったことから、「なぜ解剖しなかったのか」と後悔される方もいらっしゃいますので、ご遺族のみなまでにご検討いただき、解剖の実施にご同意いただけないでしょうか。【解剖の意義】

② 実施工程の説明例
解剖は、解剖を専門とする医師が、胸部から下部にメスを入れて、詳細に観察し、写真を撮ります。また、必要な臓器を採取し、後日、顕微鏡で詳細な検査を行います。解剖が必要な場合には、その必要性を含めご遺族に説明した上で実施します。【解剖の範囲】
解剖した後は、ガーゼで保護しますので外からは見えないようにいたします。また、ご遺体は最大限、丁寧に扱わせていただきます。【解剖後のご遺体の取り扱い】
解剖には約1時間かかりますので【解剖の所要時間】、お待ちの間、休息できるお部屋をご用意いたします。ご希望があれば、一旦帰宅していただくことも可能です。
【所要時間の目安】通常は2〜3時間程度ですが、場合によっては長時間を要する例もあります。

AIについて

③ 依頼・実施工程の説明例
亡くなられた〇〇様のご遺体に傷を付けることに抵抗をお感じになられる場合は、死亡時画像診断を行い、死因を究明する方法もあります。死亡時画像診断とは、CT や MRI などの画像診断装置を用いてご遺体を検査する手法です。【非侵襲性の説明】
死因究明の手助けになるため、ご遺族のみなまでよくご検討いただき、AI実施にご同意いただけないでしょうか。ただし、AIは高度な技術であり、AI単独で死因を明らかにすることは限界があるということをご理解ください。【AIの限界】

（参考）AIの読影は通常の生体読影とは異なり、死後変化や体臭臭着による読影が加わることが多いため、死因究明が困難な場合もあります。例えば、くも膜下出血、脳出血、大動脈解離、大動脈瘤破裂などの出血性疾患の場合は、AI所見と解剖所見の一致がみられます。一方、心タンポナーデや肺気腫などは、AIでは確実な診断ができるとは言えないとされています。

この状況でふさわしくない説明例
解剖またはAIによって死因が明らかにならないこともありますが、これからの医療の発展に貢献することができますのでご協力をお願いいたします。
解剖またはAIはどうかと思いますが、ご遺族のお考えにお任せしますのでお決めください。

<出典>
公益社団法人日本医師会 研修ワークブック院内調査のすすめ方
https://www.med.or.jp/doctor/amen_sisju/seido/

一般社団法人 日本医療安全調査機構

ご遺族（ご家族）の皆様へ

病理解剖について

この度のご家族（ご親族）様のご逝去に際し、謹んでお悔やみ申し上げます。私ども一般社団法人 日本医療安全調査機構は、医療法に基づいて「予期しなかった死亡」の死因を調査し、同様の死亡事例が起きないよう、医療現場の安全の確保を目指し取り組みを行っています。

当機構のこれまでの取り組みの中で、ご遺族様より

- 何故亡くなったのか、何が起きていたのか知りたいと思っようになったが、病理解剖をしていないので原因は分からないと病院から言われてしまった...
- あの時に、このような説明を聞いていれば、病理解剖をすることを決断ができたのに... など病理解剖を実施しなかったことを悔やむ声が寄せられることが、少なからずあります。深い悲しみの中いらしやうご遺族の皆様へ、限られた時間の中で、病理解剖を実施するかどうかのご決断いただくことは、大変苦渋を伴うこととお察しいいたします。

病理解剖は、ご家族様の「予期しなかった死亡」の死因を究明する上で、非常に重要な情報を得ることができる調査でございます。
是非ご一読いただき、皆様のご決断の一助になりましたら幸いです。

病理解剖とは
病理解剖とは、病理を専門とする医師が直接お体の中を確認し、亡くなられた原因やその原因と診療行為との関連性などを検討するものです。解剖は、「死因、生前に下された診断との関連」「病気がどの程度進行していたのか」「治療の効果はあったのか」「原病とは別の病気が存在していたのか」など、亡くなられたのかを知るための手がかりを得るための重要な調査です。
解剖を行っても亡くなられた原因や病状が明らかにならない場合もあります。しかし、「解剖が行われなかったために原因が分からないこと」「解剖の結果を含めた医学的検証を行っても原因不明」の場合は、ご家族の亡くなられたことに対する納得の思いも異なるのではないのでしょうか。

一般社団法人 日本医療安全調査機構

① ご遺族の同意について
病理解剖にはご遺族の同意が必要です。病状の状態や死因を明らかにするため、医療機関より病理解剖についての実施をおすすめすることがあります。ご遺族の同意が得られない場合には、病理解剖は実施されません。ご遺体は畏敬の念をもって取り扱われ、病理医によって慎重に検査が行われます。なお、解剖を望まない部位（頭部など）があれば、担当者にご相談ください。病態にもよりますが、ご遺族の同意が得られる範囲での解剖を実施することも可能です。

③ 所要時間と待機方法について
病理解剖は通常、解剖を開始してから2〜3時間ほどで終了しますが、病理解剖の業務状況によっては、解剖を開始するまで時間を要する場合もあります。解剖後はお体を清拭し、ご遺族のもとに戻されます。解剖の開始時刻やご遺族の方の待機方法等については、当該医療機関にて確認ください。

② 解剖が実施できる時期について
ご遺体の組織は時間とともに変化しますので、迅速な対応が必要となります。ご遺族に解剖を実施するかどうか、早急にご決断いただく必要があるのもこのためです。病理解剖の実施まで時間を要する場合には、組織の変化を抑えるため、十分に保冷状態を維持できる環境でご遺体を保管させていただきます。また、亡くなられた際に留置されていたチューブ類を留置した状態のまま解剖を実施することもあります。

④ 結果説明について
病理解剖の場合は、司法解剖[※]とは異なり、ご遺族に詳細な解剖結果の説明があります。解剖終了後、担当した医師より肉眼的所見の説明を受けることができます。最終的な結果（病理解剖報告書）が出るまでには、体の組織の顕微鏡観察を詳細に行うため、1か月から数か月かかります。
※司法解剖：刑事訴訟法に基づいて行われる解剖。捜査情報のため、解剖結果は開示されません。

➤ 病理解剖を実施しない場合の死因の究明について
病理解剖を実施しないうとご決断された場合、亡くなられたのかを知る別な方法としては、「死亡時画像診断（オートプサイメーキングの略語の AI と呼ばれます）」があります。AIとは、CT や MRI 等を用いてご遺体を検査し画像を撮影し、死因の究明に役立つ検査手法です。解剖は行わず AI のみを行うこともできますが、AI は画像だけで判断する方法のため、死因を明確にすることが困難な場合があります。

関連リンク
日本病理学会ホームページ <http://pathology.or.jp/ippan/pathdiag.html>
日本医療安全調査機構ホームページ <https://www.medsafe.or.jp/>



 のマークのある文書は、
e-広報室「通達文書」へ全文
が掲載してあります。



e-資料 通達文書 (介護保険関係) 掲載情報

☆e-広報室 → 広島県医師会速報 →  通達文書 → 医師会速報e-資料に全文掲載しております。



ケアプランデータ連携システムの機能更新等について

日本医師会 令和6年4月5日 (日医111)

ケアプランデータ連携システムの利便性向上を図るため、クライアントアプリが2月28日に更新された。なお、本システムのライセンス期間は1年間のため、利用には更新申請が必要となる。

【お問合せ】 ケアプランデータ連携システム ヘルプデスク

TEL : 0120-584-708 受付時間 9:00~17:00 (土日祝日は除く)



介護サービス事業所・施設等における情報通信機器を活用した業務の実施に関する留意事項について

日本医師会 令和6年4月5日 (日医112)

厚生労働省より、管理者以外の各職種の従業者も含め、介護サービス事業所・施設等におけるテレワークの考え方が示された。



介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針の全部を改正する件等について (情報提供)

日本医師会 令和6年4月10日 (日医125)

厚生労働省より、介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針の全部を改正し令和6年4月1日から適用する旨の連絡があった。上限額告示第5号の規定に基づき厚生労働省老健局長が定める事由や、介護予防・日常生活支援総合事業による高齢者の移動支援に係る交通施策との関係等について示されている。



「介護支援専門員資質向上事業の実施について」の一部改正について」の送付について

日本医師会 令和6年4月10日 (日医126)

「介護支援専門員資質向上事業の実施について」が改正され、「主任介護支援専門員研修実施要綱」の対象者における専任の介護支援専門員としての従事期間について、居宅介護支援のほか、地域包括支援センター、特定施設入居者生活介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護又は介護保険施設において介護支援専門員として従事した期間を含むものとするとの記載が新たに追加された。



「介護保険施設等の指導監督について(通知)」の一部改正についての送付について 日本医師会 令和6年4月10日(日医127)

「介護保険施設等の指導監督について」の一部が令和6年4月1日より改正された。指定介護療養型医療施設の廃止に伴い、関係部分についての見直しが行われている。



令和6年度介護報酬改定に関する通知等の送付について(その3)

日本医師会 令和6年4月10日(日医130)

厚生労働省より、介護報酬改定に関する通知・Q&A等が発出された。令和6年度の介護報酬改定に関する省令・告示・通知・Q&A等については、日本医師会ホームページメンバーズルーム-介護保険-介護報酬改定に関する情報<令和6年度>に順次掲載を行っている。



「介護保険施設等に対する監査マニュアル」について(通知)

日本医師会 令和6年4月10日(日医158)

介護保険施設等における監査については、的確な事実関係の把握と適切な手続が求められていることから、監査実績が少ない自治体の職員も含めて活用できるよう、全国的に監査の内容を平準化し監査業務の迅速化に向けて留意すべき事項について加筆された「介護保険施設等に対する監査マニュアル」が厚生労働省により策定された。



介護サービス事業者に係る業務管理体制の監督について(通知)

日本医師会 令和6年4月10日(日医159)

介護保険法第115条の33の規定に基づいて介護サービス事業者に対して行われる業務管理体制の整備に関する検査について、新たに「介護サービス事業者業務管理体制確認検査指針」が定められ、厚生労働省より通知が発出された。



令和6年能登半島地震により被災した施設における事業再開に伴う指定等基準の取扱いについて(Q&A)

日本医師会 令和6年4月16日(日医201)

令和6年能登半島地震により被災した事業所等が順次サービス提供を再開していることを踏まえ、事業の再開に伴う当面の指定等基準の取扱いについて、厚生労働省より「令和6年能登半島地震で被災した施設における事業再開に伴う指定等基準の取扱いに関するQ&A」が発出された。



私と医師会活動

県立広島病院 精神神経科 高畑 紳一

勤務医である私と医師会との関わりをお話します。これをお読みになっている方は、医師会に少しでも興味のある方かもしれません。4年前のこの頃までは私もあまり興味を持っていませんでした。医師会の賠償保険に加入したり、送られてくる医師会報を時々読んだり、代議員会に代議員あるいは予備代議員として参加するぐらいでした。正直に言って、代議員会は面白いものではありませんでした。それが4年前の6月初旬の月曜日、1本の電話から一変しました。朝、外来をしていると当時の平川勝洋院長から「すまないが、広島市の医師会の常任理事になってくれないか」と何か困った様子で電話がありました。患者さんが目の前にいるし、あまり事情も聞けないし、私の悪い癖でついつい「はい、分かりました」と承諾してしまいました。その後から、今度は当時の佐々木博広島市医師会長から「先生ありがとうね、よく受けてくれたね、急な話でごめんね」とお電話をいただきました。これが常任理事のスタートでした。

担当は学術と勤務医になりました。右も左も分からない状態でしたが、毎週木曜日の19時から行われる常任理事会に参加するようになりました。昨年亡くなられた同級生の新甲さなえ先生が総務におられ、よく声をかけてもらいました。本当に残念で、お悔やみ申し上げます。

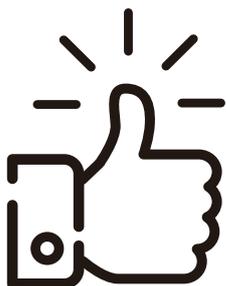
その年の秋ぐらいからコロナの影響で常任理事会がWeb開催になりました。コロナの対応などで議題が多く、決めなければいけないこと

が多かったので、会が終わるのが21時半を過ぎることもしばしばでした。在宅のWeb会議は気楽と言えば気楽ですが、直接対面できない寂しさがありました。

学術部としては各種講演会などを企画運営しておりますが、それも全てWeb開催となりました。学術部の最大のイベントは2年に1回回ってくる広島医学会総会の主催です。初めの1年目は広島大学の主催だったので、割と気楽でしたが2年目は広島市医師会主催でしたので、緊張しました。学会長が佐々木会長で、私は実行委員長という立場でした。まだコロナの影響がありましたので、現地とWebのハイブリッド開催となりましたが、皆さまのご参加のおかげで盛会となりましたことを感謝いたします。

これで無事に2年の任期を終えることができると思っていたところ、ある日廊下を歩いていると、向こうから来た板本敏行院長から「高畑、悪いけどもう2年やってくれるか」と声をかけられました。板本院長は大学時代のサッカー部の先輩であり、すぐに「分かりました」と返事をしました。これが第2期の始まりです。主な担当が学術から医療情報、勤務医に変わりました。

会長が山本匡会長に変わり、執行部のメンバーも替わりましたが、3年目なので戸惑うことは少なかったです。そしてなにより医師会の事務局の方々がしっかりサポートをしてくださるので、とても助かっております。



Facebook更新中!

もみじ医が広島県医師会のイベント情報をお知らせしています。
フォローして最新情報をチェックしましょう。



禁煙 コーナー**福山市の受動喫煙対策と、禁煙支援講演会について**

医療法人社団 白河産婦人科 奥村 みどり

福山市では2018年4月より「福山市子ども及び妊婦を受動喫煙から守る条例」が施行されており、受動喫煙予防のさまざまな啓発活動を行っていましたが、2020年に改正健康増進法の施行により飲食店内での喫煙が原則禁止となってから灰皿が店の外に設置されてポイ捨てや受動喫煙が増えてきたことを受け、新たに2022年4月から福山市空き缶等の散乱防止等及び環境美化に関する条例が施行されました。

具体的には、福山市中心部を路上喫煙防止区域として、路上喫煙をしないようアピールする看板やポスターを設置し、「福山きれいにし隊」というパトロール隊を結成して主にポイ捨てのゴミや吸い殻を拾い集めながら路上喫煙している人に呼びかけを行う、というような活動をしています。賛否両論がありましたがこの条例を守ってもらうために、路上喫煙防止区域には喫煙所が現在5カ所設置されています。この活動を始めてから、パトロール隊が収集するポイ捨て吸い殻の本数は約3分の1に減少したそうです。

しかし大半の飲食店内で喫煙できない分、店の外で吸う人はまだまだ多く、結果受動喫煙につながるという問題もあります。また筆者もパトロールに参加したことがありますが、やはり飲食店外に設置された灰皿近くにポイ捨て(か、こぼれ落ちた吸い殻)が多く、喫煙者はマナーが悪いと思ったのを覚えています。

さて2024年2月に福山市で禁煙支援講演会を開催し、産業医科大学の大和浩先生にご講演を賜りました。大和先生が福山市内を実際に歩かれて街の状態を見ておられてのご講演でした。

少しご紹介しますと、喫煙所で吸った人の呼吸からは4分間は煙そのものが出続けます。喫煙室から出て4分は近寄ってほしくないですね。また灰皿から25m以内では受動喫煙が生じるため、もし喫煙所を街に設置するなら福山駅から25m以上離れていて、タバコを吸う人だけが通る動線上に設置する必要があります。福山市の喫煙所の設置場所は…どうしても人通りのある場所になってしまっています。福山市が作成した禁煙啓発ポスターの文言は「迷惑なんよ、路上喫煙」「どこで吸うとん!」とか結構強烈なセリフで素晴らしい!とのことでしたが、そのポスターをぜひ喫煙所内の壁に貼付して、その下に灰皿を設置し、タバコを吸う人がどうしてもそのポスターが目に入ってしまうようにするのが効果的だと言われていました。

そしてこれは福山だけのことではないですが喫煙室を掃除する人の受動喫煙についても言及されました。わざわざ喫煙室にまで行ってタバコを吸うような人は、喫煙室を掃除して下さる人が中で作業していても平気で吸います。自分の奥さんや娘さんが喫煙ルームを掃除していると想像したらどうでしょう、せめてお掃除中はタバコをストップするようやはり啓発が必要です。その他新幹線やマンションなどでも受動喫煙が生じていることや、加熱式タバコの害などについても教えていただきました。

決して簡単なステップではありませんが結局のところ禁煙を勧めていくことが一番大切であることには間違いのないと思われました。

厚生労働省版

禁煙支援マニュアル(第二版) 増補改訂版

厚生労働省(健康局健康課)において、禁煙支援マニュアル(第二版)増補改訂版がとりまとめられました。日常の禁煙指導にお役立てください。

なお、内容は厚生労働省ホームページ「たばこと健康に関する情報ページ」で閲覧することができます。

◆禁煙支援マニュアル URL : <https://www.mhlw.go.jp/topics/tobacco/kin-en-sien/>

広島医学コーナー

「広島医学」77巻4号（4月28日発行）の論文等掲載を次のように予定しております。今号は、令和5年6月4日に行われた第63回原子爆弾後障害研究会の特集号となっています。ぜひ、ご精読ください。

	論文名	著者	所属
巻頭言		大石 和佳	公益財団法人放射線影響研究所 臨床研究部
ワークショップ 1	ABA（Atomic Bomb Archives）構想 被爆者資料のアーカイブズ問題について	久保田明子	広島大学原爆放射線医学研究所 附属被ばく資料調査解析部
ワークショップ 2	長崎大学の原爆災害・被爆者資料の現状と将来	横田 賢一	長崎大学原爆後障害医療研究所 資料収集保存・解析部資料調査室
ワークショップ 3	広島原体協における被爆者健診資料の保管状況と課題	上野 義隆	公益財団法人広島原爆障害対策協議会 健康管理・増進センター
ワークショップ 4	長崎における原爆被爆者の病理試料について	中島 正洋	長崎大学原爆後障害医療研究所 腫瘍・診断病理学
ワークショップ 5	原爆被爆者及び被爆二世のバイオレポジトリ	田邊 修	公益財団法人放射線影響研究所 バイオサンプル研究センター
ワークショップ 6	被爆者資・試料のアーカイブにおけるデータ標準化の意義と課題	小野 悟 他	公益財団法人放射線影響研究所 情報技術部

※ 広島医学会が発行する学術雑誌「広島医学」は、昭和23年創刊以来、若い医師会員の医学研究成果を発表する登竜門でもあり、実地医家のために医学医術の新しい知見を修得する場として、毎月1回発行しております。

広島医学へ積極的に論文等をご投稿くださるようお願いし、学術雑誌としてより評価の高いものを目指したいと思っております。

広島医学編集委員会

委員長 志馬 伸朗

委員一同

不正大麻・けし撲滅運動月間

4月1日～6月30日

5月・6月は「不正大麻・けし撲滅運動月間」です。※広島県は4月から6月

広島県では、みなさんに大麻・けしに関する正しい知識をもっていただき、不正な栽培及び自生の大麻・けしを除去して、その撲滅を図る運動を行っています。

- ・許可なく栽培・所持してはいけません。
- ・身近で自生していることがあります。
- ・判断がつかない場合は相談してください。

詳しい特徴・見分け方などを広島県のホームページで説明しています。

不正栽培または自生している大麻・けしを発見した場合は、中国四国厚生局麻薬取締部、都道府県業務主管課、保健所、警察署へ連絡してください。



医師協の



X線室・個人被ばく線量測定

医師協では、手軽・安価なX線室・個人被ばく線量測定商品を大変おトクな特別価格でご提供しています。
代金は診療報酬より引去りとなりますので支払いの手間がありません。

詳しくは



医師協HPへ

半年に一度測定

X線室線量測定商品 ドーズコレクタ

22,000円(税込) (1室 6か所)
▶ **16,200円** (税込)
※2年目以降は17,930円(税込)

上記以外の測定室数も対応可能です。

毎月測定

個人被ばく線量測定商品 TLDバッジ

1名あたり **14,520円** (年間・税込)
(測定開始月に年間費用を支払い)

測定周期：月1回 製造・測定：産業テック株式会社

- ・商品は全て返品不可となっております。途中解約の場合も返金できません。
- ・測定機器を紛失された場合は実費(X線室線量測定器5,000円/個、TLDバッジ10,000円/個)にて精算となります。TLDバッジの長期未返送の場合も紛失扱いとなることがあります。
- ・お申し込みは測定開始の10日前までをお願いします。

広島県医師協同組合 TEL (082)568-4511
<https://www.hmca.or.jp/>



医師協HP

ドクターバンク情報

令和6年4月25日現在

求人登録

職種	診療科	件数
医師	内科	11件
	整形外科	2件
	外科	1件
	脳神経外科	1件
	形成外科	1件
	皮膚科	1件
	耳鼻科	1件
	精神科	3件
	小児科	1件

求職登録

職種	診療科	件数
医師	内科	5件
	外科	1件
	小児科	1件
	泌尿器科	1件

求人・求職のお申し込み、お問い合わせは事務局へ
ドクターバンク事務局 TEL: 082-261-6115
広島市東区二葉の里三丁目2番3号 県医師会館5階

Web申込可

募 集 コ ー ナ ー

Web申込可

マークは広島県医師会ホームページからお申し込みいただけます

アピアランスケアセミナー

広島県では、がん治療による外見の変化に起因する、がん患者の心理的および経済的負担の軽減を通じて、社会参加を促進し療養生活の質の向上を図ることを目的に、令和4年度から広島県がん患者ウィッグ購入費助成事業を実施しています。この事業に加えて、さらにはがん患者の生活の質の向上を図るため、次のとおりセミナーを開催しますので、是非ご参加ください。

1. 日 程 令和6年5月28日(火) 18時～19時
2. 方 法 Zoomウェビナーによるオンライン開催
3. 定 員 300名
4. 募集期間 令和6年5月19日(日)まで
5. 対象者 がん治療およびがん患者等への情報提供・相談支援に携わる医療関係者
6. 参加費 無料
7. 主催 広島県
8. 内 容 (予定)

時 間	内 容
18：00～18：05	開会挨拶および講師紹介（広島県健康福祉局健康づくり推進課）
18：05～18：45	(1) がん患者さんが求めるアピアランスケアとは？ アピアランスケアに関する基礎知識をはじめ、がん治療に伴う様々な外見の変化による苦痛を緩和するための方法やウィッグ購入の際のポイントについて解説いただきます。 【講師】 目白大学看護学部看護学科 教授 野澤 桂子 氏
18：45～18：50	質疑応答
18：50～18：55	(2) 広島県がん患者ウィッグ購入費助成事業の概要 助成事業の対象となる要件や申請時の留意点などについて、実際の様式等を示しながら説明します。 【説明】 広島県健康福祉局健康づくり推進課がん医療・共生グループ
18：55～19：00	質疑応答および閉会

9. 参加申込フォーム

次の県サイト「広島がんネット」から申込フォームにアクセスし、お申し込みください。

※広島がんネットーがんと共生ーアピアランスケア（ウィッグ購入費助成）ーセミナー

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/gan-net/kyousei-appearance-seminar.html>

※「申し込み方法」からZoomウェビナーの申込フォームにアクセスできます。

※お申し込みにあたり、簡単な事前課題があります。

※申込後、参加決定メールが届きます。（届かない場合は問い合わせ先まで御連絡ください。）



【問い合わせ先】

広島県健康福祉局健康づくり推進課がん医療・共生グループ（担当者 梶川）

■TEL：082-513-3093 ■メール：fukensui@pref.hiroshima.lg.jp

令和6年度 依存症治療指導者養成研修・ 依存症相談対応指導者養成研修 及び地域生活支援指導者養成研修

1 目的

平成29年度から開始された「依存症対策全国拠点機関設置運営事業」の一環として開催され、県等における依存症の支援に必要な人材育成を推進し、指導的な役割を果たす者を養成することを目的としており、アルコール健康障害、薬物依存症、ギャンブル等依存症、ゲーム障害を対象とした、依存症患者や家族に対する治療・相談等に係る研修です。

2 実施主体

依存症対策全国センター及び独立行政法人国立病院機構久里浜医療センター

3 研修概要

(1) 依存症治療指導者養成研修

依存症専門医療機関等において、依存症の治療に当たる医療従事者を対象とした、専門性を向上させるための研修

(2) 依存症相談対応指導者養成研修

県精神保健福祉センター等において、依存症の相談支援に当たる職員を対象とした、依存症患者や家族等からの相談への対応力を強化するための研修

(1)・(2)の研修日程

研修名		開催日	実施方法	定員	申込締切日(必着)
アルコール依存症		令和7年1月16日(木)~1月17日(金)	Zoomによる オンライン研修	100名	5月10日(金)
薬物依存症		7月9日(火)~7月10日(水)		190名 (※)	
ギャンブル等依存症		令和7年1月23日(木)~1月24日(金)		400名	
ゲーム依存	治療指導者 第1回	10月3日(木)~10月4日(金)		70名	
	第2回	令和7年2月6日(木)~2月7日(金)		70名	
相談対応指導者		11月28日(木)~11月29日(金)	70名		

※ 薬物依存の定員については、地域生活支援指導者養成研修と併せて190名とする。

(3) 地域生活支援指導者養成研修

県、市町において、依存症患者等の地域における生活の支援を行う者(障害者福祉サービス事業者、相談支援事業者等)を対象とした依存症の特性を踏まえた支援についての研修

研修名		開催日	実施方法	定員	申込締切日(必着)
アルコール依存症		令和7年2月17日(月)	ZOOMによる オンライン研修	60名	5月10日(金)
薬物依存症		7月9日(火)		190名 (※)	
ギャンブル等依存症		11月14日(木)		60名	

※ 薬物依存の定員については、治療指導者・相談対応指導者養成研修と併せて190名とする。

4 お問合せ及び受講申込み書類の提出先

○研修内容について→依存症対策全国センターホームページ (<https://www.ncasa-japan.jp/>)

○申込みについて →受講希望者の所属する医療機関等の所在地が

広島市以外の場合は

広島県健康福祉局疾病対策課

<〒730-8511 広島市中区基町10-52 TEL:082-513-3069>

広島市の場合は

広島市健康福祉局障害福祉部精神保健福祉課

<〒730-8586 広島市中区国泰寺町1-6-34 TEL:082-504-2228>

公益信託 臨床検査医学研究振興基金

令和6年度「藤田光一郎賞」顕彰候補者応募要項

目的

臨床検査医学、とくに臨床検査室の管理運営（laboratory management）分野において、顕著な功績があった臨床検査専門家を顕彰する。

顕彰金額 毎年1名50万円

対象者

臨床検査医学を専攻し、臨床検査業務に永年にわたり従事し、とくに臨床検査室の管理運営の分野において、研究、創意、工夫、質改善等に関連して顕著な成果を挙げた者とする。原則として、定年退職後、その業績が確立した時点で顕彰する。ただし、叙勲および褒章の受章者は除く。

推薦方法

推薦者は、所定の令和6年度「藤田光一郎賞」顕彰候補者推薦書に候補者氏名（ふりがな）の他、必要事項を全て記入のうえ、下記の事務局あて送付してください。推薦者（氏名）欄は、必ず推薦者の自署（サイン）をお願いします。

* 推薦書の電子ファイル（.xls）をご希望の方は、下記ホームページより藤田賞推薦用紙をダウンロードしてご使用ください。

「H. U. GROUP」ホームページ

<https://www.hugp.com/promotionfund/guideline.html>

締切日 令和6年6月20日（木）事務局必着

選考方法 本基金の運営委員会において決定する。

顕彰金の贈呈 令和7年2月（予定）

推薦書送付先

〒100-8241 東京都千代田区丸の内1-3-3

みずほ信託銀行株式会社 個人業務部 信託業務開発チーム

「公益信託 臨床検査医学研究振興基金」事務局

TEL：03-6631-7640

E-mail：koueki.tb@mizuhotb.co.jp

地球温暖化防止対策（クールビズ）の実施について

本年も地球温暖化防止に向けて、冷房設定温度を上げ、下記の通りクールビズ（常識的な判断による夏の軽装）を実践いたしますので、趣旨をご理解いただき、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

記

- ・実施期間 令和6年5月1日（水）から10月31日（木）まで
- ・本会役員及び職員も軽装とさせていただきます

公益信託 臨床検査医学研究振興基金

令和6年度「研究奨励金」授与候補者応募要項

目 的

本基金は、臨床検査医学（臨床病理学、臨床検査診断学、検査診断学、病態検査学等）および臨床検査分野において活躍し、学術的貢献の期待が大きいと認められる若手研究者に研究奨励金を贈り、将来に向けて若手研究者を育成することを目的とする。

対 象

臨床検査医学（臨床病理学、臨床検査診断学、検査診断学、病態検査学等）および臨床検査分野に関する研究のうち、本基金の目的に合致するもの。

応募資格

「研究奨励金」授与候補者は、次のいずれの項目にも該当しない研究者とする。

- ① 応募締切日において年齢が50歳以上の者
- ② 教授職または病院・研究所等の部長職以上の者
- ③ 過年度において本基金（「臨床病理学研究振興会」時も含む）の研究奨励金を受けた者

助成金額 1件100万円以内

応募方法

申請者は、所定の「研究奨励金」授与候補者申請書に候補者氏名（ふりがな）の他、必要事項を全て記入のうえ、下記の事務局あて送付してください。

* 候補者氏名（ふりがな）欄および推薦者氏名欄は、必ず自署（サイン）で記入のうえ、押印をお願いします。

* 申請書の電子ファイル（.xls）をご希望の方は、下記ホームページより研究奨励金申請用紙をダウンロードしてご使用ください。

なお、令和4年度より論文の別刷またはコピーの提出は不要です。

「H. U. GROUP」ホームページ

<https://www.hugp.com/promotionfund/guideline.html>

締 切 日 令和6年6月20日(木) **事務局必着**

選考方法

本基金の運営委員会が委嘱した選考委員会において選考のうえ、運営委員会において決定する。

研究奨励金の贈呈 令和7年2月（予定）

申請書送付先

〒100-8241 東京都千代田区丸の内1-3-3

みずほ信託銀行株式会社 個人業務部 信託業務開発チーム

「公益信託 臨床検査医学研究振興基金」事務局

TEL：03-6631-7640

E-mail：koueki.tb@mizuhotb.co.jp

- (注) 1. 「研究奨励金」授与候補者は、応募に際して当該研究が行われる大学・研究所等の施設長または機関長の承諾を必ず得てください。
2. 「研究奨励金」受賞者（共同研究代表者を含む）に対しては、研究についての成果報告書（経過と結果）および奨励金についての収支報告書（確証を添付のうえ）を提出していただきます。また、研究終了時には学会誌等に研究の成果を発表してください。なお、発表の際には、「公益信託臨床検査医学研究振興基金より「研究奨励金」を授与された研究である」旨を明記してください。
3. 「研究奨励金」は贈呈後、1年以内に使用することを原則とします。
4. 本基金は、「研究奨励金」受賞者の便を図るため、ご希望により大学等による「委任経理」での手続きに応じますが、その際に「研究奨励金」の中から、いわゆる間接経費を支払うことについて、「研究奨励金」は研究者の研究活動の一助として助成するものであることから、より効果的な研究を行う観点において、「研究奨励金」受賞者所属機関あて免除をお願いしております。

令和6年度 特定健診・特定保健指導に関する 人材育成研修会【基礎編】

1 目的

「標準的な健診・保健指導プログラム」に示された健診・保健指導の理念や内容を再確認し、事業を適切に企画、実践及び評価することができる人材の育成支援を目的とする。

2 主催 広島県保険者協議会

3 研修対象者

- 医療保険者に所属する医師、保健師、管理栄養士等の専門職及び事務職（担当者及び管理職）
- 市町、保健所等において特定健診・特定保健指導を担当する保健師、管理栄養士等の専門職及び事務職（担当者及び管理職）
- 県内の特定健診・特定保健指導実施機関で特定健診・特定保健指導に従事する医師、保健師、管理栄養士等の専門職及び事務職

4 研修日時・場所等

- 日時 令和6年5月29日(水) 13:30~15:00
- 開催方法 Zoom（ライブ配信）
- 演題 「第4期特定健診・特定保健指導の概要等」
- 講師 千葉大学客員教授 元厚生労働省健康局長 矢島 鉄也 氏

5 申込方法

広島県保険者協議会ホームページに掲載している参加申込書をダウンロードし、必要事項を記載の上、令和6年5月17日(金)までにメールでお申し込みください。

申込後の変更・欠席は、すみやかに広島県保険者協議会事務局まで連絡してください。

カメラやマイク等対応する機器が整わない方については、国保会館での受講が可能ですので、備考欄に「国保会館で受講希望」と記載してください。

また、当日の参加が難しいため、録画配信の視聴を希望される方は、備考欄に「録画配信視聴希望」と記載してください。研修会終了後に視聴用URL等をお知らせいたします。

6 受講料 無料

7 留意事項

- カメラ及びマイクがあるデバイスを使用してください。デバイス1台につき2人までをおすすめします。
- 研修会参加時は、カメラをオンにしてください。
- 講演内容の録画、録音、撮影は一切お断り致します。
- 講演資料の著作権は、作成者または作成者の所属する組織が所有し、著作権法によって保護されています。著作権所有者の許可なく複製、二次利用することはできません。
- 参加者みなさまが気持ちよく参加できるように、ご協力をお願いします。

8 研修会の参加方法

研修会の参加に必要なID、パスコード等については、5月27日頃に申込の際に使用されたメールアドレスに送信しますので、ブラウザを起動し、ZoomのホームページからID、パスコードを入力することで参加が可能です。

なお、出席状況を把握するため、本協議会が申込後に指定するユーザー名を使用して入室してください。

9 その他

- (1) ユーザーアカウント数に限りがありますので、超過した場合は人数調整を行います。
- (2) 本研修会は、修了証を発行していません。

10 申込み先及び問合せ先

広島県保険者協議会事務局 (広島県国民健康保険団体連合会 保健事業課内)

担当者: 狩野 (かりの)

電話: 082-554-0772 E-mail: jigyou@hiroshima-kokuho.jp

11 広島県保険者協議会ホームページ



<https://www.hiroshima-kokuhoren.or.jp/hokensya/>

事業主は、労働者が労働災害にあつて休業・死亡した場合、所轄の労働基準監督署に「労働者死傷病報告」を提出しなければなりません。

労働災害に健康保険は使えない、使わない。

労働災害の受診は労災保険で！！

労災保険の請求手続きについては、まず最寄りの労働基準監督署へご相談ください。

広島労働局・労働基準監督署

広島県

相談無料

医療勤務環境改善支援センターを利用しませんか？

まずは専門家に相談！！

当センターでは医師・看護師等の離職防止・定着促進を図ることを目的に、医療従事者の勤務環境改善に取り組む医療機関をサポートするため、専門のアドバイザー（医業経営アドバイザー、医療労務管理アドバイザー）を派遣し、多様なニーズに対し、支援を行っています。

医師の
働き方改革に関するご相談はこちらへ！

お問い合わせ : 広島県医療勤務環境改善支援センター 広島県健康福祉局医療介護基盤課内
(平日) 9:00~17:00 (土日祝日を除く)
TEL: 082-513-3057 (ダイヤルイン)

e-広報室 のご案内

e-広報室は、会員の先生方だけに広島県医師会速報・広島医学・重要な通達文書などを公開するサイトです。本サイトでは、速報や医学など紙媒体の郵送物をメルマガに切り替える機能などがございます。ぜひご利用くださいませ!



メンバーズルームのご案内

-  **お知らせ** 医師会からのお知らせを掲載しています
-  **新型コロナウイルス感染症情報**
-  **行事予定** 研修会・イベントなど今後の予定を掲載
-  **広島県医師会速報** 臨時増刊号 ファックスニュースも閲覧/検索できます
-  **e資料 通達文書** 医師会速報に掲載された^{e資料}の通達文書(全文)を掲載しています
-  **広島医学** 「広島医学」を閲覧/検索できます
-  **診療報酬・指導関連情報** 診療報酬・指導関連情報を一覧で掲載しています

令和6年度診療報酬改定情報

介護報酬改定に関する情報

新型コロナウイルス感染症関連情報

診療報酬(能登半島地震関連)

-  **ビデオライブラリー** 研修会などの様子を動画でご覧になれます
-  **e-書庫** 電子文書を一覧で掲載しています



e-広報室へのログインについて

- ・ログインIDとパスワードが必要となります。
- ログインIDとパスワードにつきましては郵便にてお送りしております。
- 以下の2通にてお知らせしております。
- 送付1 「会員専用ページ【e-広報室】の新ログインID/パスワードの通知」
- 送付2 「ログイン方法変更の延期及びログインID/パスワードの変更」
- ※ID・パスワードをお忘れの会員の先生は下記の広島県医師会(広報情報課)へお問合せください。



e-広報室の登録はインターネットで

広島県医師会ホームページの「医師のみなさまへ」よりアクセスして「e-広報室」を登録してください。

お問い合わせ先：広島県医師会 広報情報課
TEL(082)568-1511 E-mail:kouhou@hiroshima.med.or.jp

広島県医師会  検索 

※現在メルマガを受け取っておられる先生は追加の手続きは不要です。

❖❖広島県医師会速報 メルマガ配信のお知らせ❖❖

いつも広島県医師会速報を購読いただきありがとうございます。広島県医師会速報は毎月5・15・25日号の発刊に合わせて、メルマガ配信も行っております。メルマガは紙媒体よりも早く情報をお届けでき、記事中のURLやe-資料に直接アクセスしていただけます。緊急時には広島県医師会からのメッセージを配信しており、大変便利なツールとなっております。配信を希望される場合は、e-広報室にてメールアドレスの登録をお願いいたします。

※速報配送設定は「メルマガのみ受け取り」「冊子のみ受け取り」「両方受け取り」の3項目からお選びいただけます。

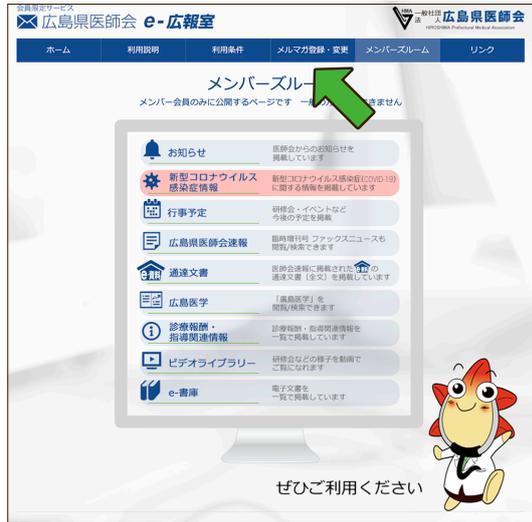
登録手順

①e-広報室にログイン→②メルマガ登録・変更→③5つの項目を入力後、「同意して内容確認画面へ」をクリック→④内容を確認いただき「送信する」をクリックで完了です！

①



②



③



④



会員の声・緑陰随想・炉辺談話 投稿募集!

会員の皆さまから、県医師会速報
「会員の声」「緑陰随想」「炉辺談話」
コーナーへの投稿を募集します。
内容は次のとおりです。



会員の声

テーマ：医療・介護などに関するもので、建設的な意見・要望など。

字数：1,600字以内を厳守

募集期間：随時

- * 同一投稿者からの掲載は年度2回まで。
- * 郵送の場合は「会員の声」と明記してください。

緑陰随想

テーマ：旅行記、私の趣味、お店の紹介、エッセイなど

字数：1,600字以内（写真を含む）

募集期間：令和6年5月～7月末日

- * 郵送の場合は「緑陰随想」と明記してください。
- * 同一投稿者からの掲載は緑陰随想・炉辺談話を合わせて年度1回まで。
- * 緑陰随想に掲載された場合は炉辺談話は投稿できません。

炉辺談話

テーマ：自由

字数：1,600字以内（写真を含む）

募集期間：令和6年9月～11月末日

- * 郵送の場合は「炉辺談話」と明記してください。
- * 同一投稿者からの掲載は緑陰随想・炉辺談話を合わせて年度1回まで。
- * 緑陰随想に掲載された場合は炉辺談話には投稿できません。

- ※投稿の採否については広報委員会で決定します。
- ※匿名・仮名はご遠慮ください。
- ※原稿は、タイトル・氏名・所属市郡地区医師会を明記してください。
- ※広島県医師会速報はホームページでも公開されます。

送付先 広島県医師会 広報情報課
〒732-0057 広島市東区二葉の里三丁目2番3号
E-mail: kouhou@hiroshima.med.or.jp FAX: 082-568-2112

学術講演会・学会ガイド

注) 申込受付を過ぎたものも予定に掲載しております

※日医生涯教育講座承認待ちのものを含む

4月の予定	
25 木	<ul style="list-style-type: none"> ㊦ 安芸学術講演会 ㊦ 第290回尾道総合病院オープンカンファレンス ㊦ 皮膚細菌感染症を考える会 in Bingo
26 金	<ul style="list-style-type: none"> ㊦ 東広島医療センター・東広島地区医師会合同カンファレンス
27 土	<ul style="list-style-type: none"> ㊦ 第286回広島県臨床整形外科医会研修講演会
28 日	
29 月	
30 火	

5月の予定	
12 日	
13 月	
14 火	<ul style="list-style-type: none"> ㊦ 広島市佐伯区医師会学術講演会 ㊦ 第90回広島北がんネット研修会 <ul style="list-style-type: none"> ●第219回小児科研修会 ●第400回呉皮膚科会学術講演会
15 水	<ul style="list-style-type: none"> ㊦ 第619回広島市内科医会学術講演会・第142回広島市医師会学術講演会 <ul style="list-style-type: none"> ●広島県HPVワクチン学術講演会
16 木	<ul style="list-style-type: none"> ㊦ 第109回医療者がん研修会「造血器がん最前線」 ㊦ がん診療(緩和ケア)に関わる地域医療連携研修会 ㊦ 山県郡医師会学術講演会 ㊦ 第197回尾道市立市民病院オープンカンファレンス <ul style="list-style-type: none"> ●東広島地区医師会学術講演会 ●第26回北部医療センター安佐市民病院Web講演会
17 金	<ul style="list-style-type: none"> ●第282回木村眼科内科病院オープンカンファレンス
18 土	<ul style="list-style-type: none"> ●広島大学整形外科学教室同門会教育研修講演会(令和6年度)
19 日	<ul style="list-style-type: none"> ●産業医のためのブラッシュアップセミナー →P58
20 月	
21 火	<ul style="list-style-type: none"> ㊦ 安芸高田市医師会学術講演会 ㊦ 第112回安佐消化器病フォーラム <ul style="list-style-type: none"> ●第160回賀茂東広島精神科医会学術講演会
22 水	<ul style="list-style-type: none"> ●第245回広島県南部地区産婦人科医会学術講演会
23 木	<ul style="list-style-type: none"> ㊦ 安芸学術講演会 ㊦ 松永沼隈地区医師会学術講演会 <ul style="list-style-type: none"> ●広島形成外科懇話会
24 金	<ul style="list-style-type: none"> ●東広島医療センター・東広島地区医師会合同カンファレンス ●第403回呉循環器病研究会

5月の予定	
1 水	<ul style="list-style-type: none"> ●国立病院機構呉医療センター・中国がんセンター 地域医療研修センター特別講演会
2 木	
3 金	
4 土	
5 日	
6 月	
7 火	
8 水	
9 木	<ul style="list-style-type: none"> ㊦ 第363回公立みつぎ総合病院オープンカンファレンス
10 金	
11 土	

※ ㊦は日医生涯教育講座として県医師会が認定したものです。
 ※ 単位の配分につきましては、主催者にお問い合わせください。
 ※ 広島県医師会館駐車場減免区分 ㊦1: 減免対象 ㊦2: 要医師資格証 ㊦3: 減免なし

学術講演会

※演題に対する単位の配分は、主催者にお問い合わせください。

㊦ 安芸学術講演会

と き 4月25日(木) 午後7時

ところ 安芸地区医師会館 大会議室 Web配信

演題と講師

新時代をむかえたアルツハイマー病診療

広島大学大学院医系科学研究科 脳神経内科学

特定准教授 山崎 雄

主 催 安芸地区医師会

連絡先 同上 ☎ 082-823-4931

単 位 1 コード 29

㊦ 第290回尾道総合病院オープンカンファレンス

と き 4月25日(木) 午後6時30分

ところ JA尾道総合病院 附属館 会議室C・D

演 題

下肢静脈瘤-最近の治療法について-

主 催 JA尾道総合病院

連絡先 同上(総務課) ☎ 0848-22-8111

単 位 0.5 コード 9

㊦ 皮膚細菌感染症を考える会 in Bingo

と き 4月25日(木) 午後7時30分

ところ 福山ニューキャッスルホテル 光耀

特別講演

皮膚細菌感染症の治療戦略

島根大学医学部 皮膚科学講座

教授 山崎 修

主 催 福山市医師会

連絡先 同上 ☎ 084-922-0243

単 位 1 コード 1

㊦ 東広島医療センター・東広島地区医師会 合同カンファレンス

と き 4月26日(金) 午後7時

ところ 東広島医療センター 大会議室

演題と講師

当院における胃癌診療とこれから

独立行政法人国立病院機構 東広島医療センター

消化器外科 医長 堀田 龍一

主 催 東広島地区医師会

連絡先 同上 ☎ 082-422-3810

単 位 1.5 コード 0

㊦ 第286回広島県臨床整形外科医会研修講演会

と き 4月27日(土) 午後6時30分

ところ TKPガーデンシティ PREMIUM広島駅北口

ホール3B

演題と講師

人生100年時代の骨粗鬆症治療

-フレイル予防のための選択-

独立行政法人 地域医療機能推進機構

さいたま北部医療センター 整形外科 診療部長

田中 伸哉

脊髄腫瘍の診断と治療

東海大学医学部付属病院 病院長

外科学系整形外科学 主任教授 渡辺 雅彦

会 費 1,000円(会員・勤務医)

4,000円(非会員)

主 催 広島県臨床整形外科医会

連絡先 マッターホルンリハビリテーション病院

☎ 0823-22-6868

単 位 2 コード 62, 77

国立病院機構呉医療センター・中国がんセンター 地域医療研修センター特別講演会

と き 5月1日(木) 午後7時

ところ 呉医療センター・中国がんセンター 研修センター

演題と講師

急性期リハビリテーション医療の意義と実践

広島大学病院 リハビリテーション科

教授 三上 幸夫

主 催 呉医療センター・中国がんセンター

連絡先 同上 ☎ 0823-22-3816

㊦ 第363回公立みつぎ総合病院オープンカンファレンス

と き 5月9日(木) 午後6時30分

ところ 公立みつぎ総合病院 講義室

演 題

当院の災害対策の現状と課題について

-西日本豪雨を振り返りながら-

主 催 公立みつぎ総合病院

連絡先 同上 ☎ 0848-76-1111

単 位 0.5 コード 14

㊦ 広島市佐伯区医師会学術講演会

と き 5月14日(火) 午後7時30分

ところ 広島市佐伯区地域福祉センター 大会議室

Web配信

演題と講師

リハビリテーション治療と神経障害性疼痛マネジメント

広島大学病院 リハビリテーション科

教授 三上 幸夫

※要申込

主 催 広島市佐伯区医師会

連絡先 同上(今川) ☎ 082-921-4800

単 位 1 コード 63

㊦ 第90回広島北キャンサーネット研修会

と き 5月14日(火) 午後7時

ところ Web開催

演題と講師

血液腫瘍診療の現状

広島市立北部医療センター安佐市民病院

血液内科 主任部長 新美 寛正

主 催 広島市立北部医療センター安佐市民病院

連絡先 広島市立北部医療センター安佐市民病院がん相談

支援センター

☎ 082-815-5533

単 位 0.5 コード 18

第219回小児科研修会

と き 5月14日(火) 午後7時

ところ 舟入市民病院 会議室

演題と講師

尿管膿瘍の1例

県立広島病院 小児科

神野 和彦

主 催 知愛会

連絡先 広島市立舟入市民病院(小児科:岡野)

☎ 082-232-6195

第400回呉皮膚科会学術講演会

と き 5月14日(火) 午後7時

ところ 呉阪急ホテル 安芸

演題と講師

クリニックにおける多汗症治療の実際

鼻岡けいこ皮膚科クリニック

院長 鼻岡 佳子

主 催 呉皮膚科会

連絡先 呉市医師会 ☎ 0823-22-2326

㊦ 第619回広島市内科医会学術講演会・第142回広島市医師会学術講演会
と き 5月15日(水) 午後7時
と ころ 広島医師会館 講堂 (広島市西区観音本町)
 Web配信 (Zoom)
演題と講師
 認知症診療Update2024
 広島大学大学院医系科学研究科 脳神経内科学
 教授 丸山博文
※要申込
共 催 広島市内科医会 広島市医師会
連絡先 広島市医師会 ☎ 082-232-7321
単 位 1 コード 29

広島県HPVワクチン学術講演会
と き 5月15日(水) 午後7時
と ころ 広島県医師会 会議室 Web配信
演題と講師
 一般講演 1題
 特別講演
 HPVワクチン接種率を上げるための総力戦
 医療法人社団藤聖会 女性クリニックWe! TOYAMA代表
 富山県議会議員 種部恭子
主 催 広島県医師会 広島県小児科医会
 広島県産婦人科医会

㊦ 第109回医療者がん研修会「造血器がん最前線」
と き 5月16日(木) 午後6時
と ころ Web配信 (Zoom)
演題と講師
 高齢者急性骨髄性白血病の治療
 広島市立広島市民病院 血液内科
 主任部長 塩手康弘
 悪性リンパ腫 診断と治療の最前線
 広島市立広島市民病院 血液内科
 部長 西森久和
 多発性骨髄腫の診断と治療
 広島市立広島市民病院 血液内科
 部長 田中芳記
※要申込
主 催 広島市立広島市民病院
連絡先 同上 (医療支援センター:丸川・新久・渡邊)
 ☎ 082-221-2291
単 位 1.5 コード 0, 25, 28

㊦ がん診療(緩和ケア)に関わる地域医療連携研修会
と き 5月16日(木) 午後6時
と ころ 広島赤十字・原爆病院 東棟 講堂
 Web配信 (Zoom)
演題と講師
 緩和ケアにおける心の問題への対処法
 埼玉医科大学国際医療センター 精神腫瘍科
 教授 大西秀樹
主 催 広島赤十字・原爆病院
連絡先 同上 (総合相談支援センター:木岡)
 ☎ 082-241-3111
単 位 1 コード 81

㊦ 山県郡医師会学術講演会
と き 5月16日(木) 午後7時
と ころ みちづれ Web配信 (Zoom)
演題と講師
 脊椎脊髄疾患up to date
 -その症状治るの?治らないの-
 広島市立北部医療センター安佐市民病院 整形外科
 部長 古高慎司
主 催 山県郡医師会
連絡先 同上 ☎ 0826-72-7088
単 位 1.5 コード 63

㊦ 第197回尾道市立市民病院オープンカンファレンス
と き 5月16日(木) 午後7時
と ころ 尾道市立市民病院 大会議室
演 題
 嚥下機能評価・訓練について
 教科書にはない認知症ケア
主 催 尾道市立市民病院
連絡先 同上 (藤井・大城) ☎ 0848-47-1155
単 位 1 コード 29, 49

東広島地区医師会学術講演会
と き 5月16日(木) 午後7時
と ころ 東広島保健医療センター 大会議室
演題と講師
 ステージA、Bからの血圧管理と心不全予防について
 玉島中央病院 循環器内科 部長 三好章仁
主 催 東広島地区医師会
連絡先 同上 ☎ 082-422-3810

第26回北部医療センター安佐市民病院Web講演会
と き 5月16日(木) 午後7時
と ころ Web配信
演題と講師
 当院における腹部大動脈瘤の治療戦略
 広島市立北部医療センター安佐市民病院
 心臓血管外科部長 荒川三和
主 催 広島市立北部医療センター安佐市民病院
連絡先 同上 (医療支援センター:瀬良)
 ☎ 082-815-5211

第282回木村眼科内科病院オープンカンファレンス
と き 5月17日(金) 午後7時
と ころ 木村眼科内科病院 大会議室
 Web配信 (Zoom)
特別講演
 涙道疾患のup-to-date
 愛媛大学眼科学 教授 白石敦
主 催 木村眼科内科病院
連絡先 同上 (中本) ☎ 0823-22-5544

広島大学整形外科教室同門会教育研修講演会 (令和6年度)
と き 5月18日(土) 午後4時
と ころ リーガロイヤルホテル広島 ロイヤルホール
演題と講師
 整形外科の進歩と課題
 九州大学大学院医学研究院臨床医学部門
 外科学講座整形外科分野 教授 中島康晴
 脊椎疾患診療において大切なこと
 慶應義塾大学医学部整形外科教室
 教授 松本守雄
※要日本整形外科学会会員カード
会 費 1,000円
主 催 広島大学大学院整形外科教室
連絡先 同上 ☎ 082-257-5233

㊦ 安芸高田市医師会学術講演会
と き 5月21日(火) 午後7時
と ころ JA吉田総合病院 会議室 Web配信
演題と講師
 循環器内科医から見た高尿酸血症治療に関する最新の動向
 -高尿酸血症・痛風の治療ガイドライン2022年追補版を踏まえ病型分類を考慮した選択的尿酸再吸収阻害薬の使用意義を提示する-
 徳島大学大学院医歯薬学研究部 循環器内科学 教授
 徳島大学病院 脳卒中・心臓病等総合支援センター
 センター長 佐田政隆
主 催 安芸高田市医師会
連絡先 同上 ☎ 0826-42-4155
単 位 1 コード 61

第112回安佐消化器病フォーラム

と き 5月21日(火) 午後7時

ところ Web配信 (Zoom)

演題と講師

実臨床における潰瘍性大腸炎治療薬の最新情報

富山県立中央病院 消化器内科

部長

松田 耕一郎

主催 安佐消化器病フォーラム

連絡先 安佐市民病院 (永田)

☎ 082-815-5211

単 位 1 コード 54

第160回賀茂東広島精神科医会学術講演会

と き 5月21日(火) 午後7時

ところ Web配信

演題と講師

双極性障害の心理社会的アプローチ

- 集団心理教育を中心に -

医療法人社団更生会草津病院

精神科部長

中津 啓吾

主催 東広島地区医師会

連絡先 同上 ☎ 082-422-3810

第245回広島県南部地区産婦人科医会学術講演会

と き 5月22日(水) 午後7時

ところ 呉阪急ホテル 安芸

演題と講師

PARP inhibitors

- 今一度、臨床現場の悩みと疑問に答える -

島根大学医学部 産科婦人科学

教授

京 哲

主催 広島県南部地区産婦人科医会

連絡先 呉市医師会 ☎ 0823-22-2326

安芸学術講演会

と き 5月23日(木) 午後7時

ところ 安芸地区医師会館 大会議室 Web配信

演題と講師

リハビリテーション診療と神経障害性疼痛マネジメント

広島大学病院 リハビリテーション科

教授

三上 幸夫

主催 安芸地区医師会

連絡先 同上 ☎ 082-823-4931

単 位 1 コード 63

松永沼隈地区医師会学術講演会

と き 5月23日(木) 午後7時

ところ 松永沼隈地区医師会 保健福祉センター

Web配信

演題と講師

内科医が見逃せないGLP-1製剤の革新

いやさか腎クリニック

院長

中山 陽介

主催 松永沼隈地区医師会

連絡先 同上 ☎ 084-933-6299

単 位 1 コード 76

広島形成外科懇話会

と き 5月23日(木) 午後6時45分

ところ 広島大学病院 広仁会館 中会議室

演 題

症例検討

主催 広島形成外科懇話会事務局

連絡先 広島大学病院 (形成外科)

☎ 082-257-5851

**東広島医療センター・東広島地区医師会
合同カンファレンス**

と き 5月24日(金) 午後7時

ところ 東広島医療センター 大会議室

演題と講師

認知症診療の未来はかえられるか

主催 東広島地区医師会

連絡先 同上 ☎ 082-422-3810

第403回呉循環器病研究会

と き 5月24日(金) 午後7時05分

ところ クレイトンベイホテル 萌黄 Web配信

一般演題 1題

特別演題

心不全の至適なGDMTとはいかに？

- 心不全ステージ早期からのマネジメント -

福岡赤十字病院 循環器内科

副部長

松川 龍一

主催 呉循環器病研究会

連絡先 呉市医師会 ☎ 0823-22-2326

学術講演会掲載規定

1 原稿宛先

〒732-0057 広島市東区二葉の里3-2-3

広島県医師会広報情報課宛

E-mail: kouhou@hiroshima.med.or.jp FAX: 082-568-2112

電話での掲載依頼は不可(変更にも際しても)。

2 掲載回数

3回以内 (県医師会速報は毎月5日、15日、25日の発行、掲載希望発行日の2週間前に原稿必着のこと。なお、年末年始、長期休暇の際は早めをお願いします)。

3 掲載原稿

E-mail (案内状の添付のみは不可) またはFAXにて送付のこと。

日医生涯教育講座を希望の場合は別途提出のこと。

E-mailでの申し込みについては、受領後3日以内に返信連絡をいたします。万一連絡がない場合には念のため事務局までご連絡ください。

4 掲載内容

(1) とき・ところ・演題と講師名・主催・連絡先(名称・TEL)を明記ください。

※会費のある場合は記載ください。

(2) 座長、司会、世話人等は掲載しない。

(3) シンポジウムはテーマのみ掲載する(一般演題のテーマ・演者名は掲載しない)。

(4) オープンカンファレンスは症例検討または演題のみを掲載(外部講師の場合は役職・氏名を掲載)。

(5) 掲載希望原稿の内容は広報委員会で協議のうえ、掲載の採否、文言を修正することもあります。

※講演会名及び演題名に、会社名や商品名の記載があるものは原則不可。

5 掲載料

無料。ただし、会社名、商品名等(主催者名、後援名等にかかわらず)が記載してあるものは有料(1回につき5,000円(税別)、3回まで)。

有料掲載の場合は請求先を明記のこと。

広島県医師会広報委員会



Web申込可 マークは広島県医師会ホームページからお申し込みいただけます。

今号の学会案内

- 心とからだの健康づくり指導者等のための実務向上研修 聴講
- 産業医のためのブラッシュアップセミナー
- 第55回産業医学講習会
- 2024(令和6)年度 母体保護法指定医師研修会

心とからだの健康づくり指導者等のための 実務向上研修 聴講

(日本医師会産業医制度 指定研修会)

実務向上研修は、THP指導者養成専門研修修了者を対象にした、レベルアップのための研修です。
各専門分野に関するだけでなく、心身両面にわたる健康づくりの最新情報を習得できるように、
産業医の方を対象とした“聴講”のコースをご用意しております。
日本医師会認定産業医制度 指定研修会で、生涯・専門研修の5単位が取得できます。

回数	研修日時	会場	単 位	単 位
第13回	2024年 10月4日(金) 9:30~17:10	広島 会場	<<Cコース>> ・働く人の健康づくりの動向 ・休み方と働き方の好環境づくりに向けた攻めの 「休養(リカバリー)」 ・チーム力を高める心理的安全性の作り方 ~実証と研究事例を通じて~	生涯・専門 5単位
第20回	2025年 1月16日(木) 9:30~17:10	広島 会場	<<Aコース>> ・働く人の健康づくりの動向 ・新しい健康づくりのための身体活動・座位行動指針 の概要と活用のポイント ・“身心”の自己調整：一人ひとりの健康と能力発揮の ために	生涯・専門 5単位

<<研修申し込みについて>>

- 会 場** 【広島会場】 中央労働災害防止協会 中国四国安全衛生サービスセンター
(広島市西区三篠町3-25-30) JR山陽本線・横川駅 徒歩8分
- 参加費** 一般 : 24,200円 (テキスト代、消費税10%を含む)
中災防会員、THP登録者: 21,780円
- 対象者** 日本医師会認定産業医
※お申込み時に医籍番号、日本医師会産業医認定証番号および所属医師会名が必要です。
- お申込** 当センターホームページからオンラインでお申込みください。
https://www.jisha.or.jp/chushikoku/seminar/f3160_skil_up.html
- 備 考** 研修会当日は産業医学研修手帳をお持ちください。
- 連絡先** 中央労働災害防止協会 中国四国安全衛生サービスセンター
TEL : 082-238-4707 E-mail : chushiko@jisha.or.jp



産業医のためのブラッシュアップセミナー

（日本医師会認定産業医研修会）

職場の安全・健康管理、メンタルヘルス対策に関する最新情報や実践事例をテーマとして取り上げ、講義・演習を通じて学ぶ、産業医活動に役立つ実践的なセミナーです。生涯・実地研修の4単位が取得できます。

回数	研修日時	研修内容	単位
第2回	5月19日(日) 12:30～17:20	・新たな化学物質管理について （化学物質リスクアセスメントとSDSの活用） ・積極的傾聴法の基本、積極的傾聴法実習	生涯・実地 4単位
第3回	7月28日(日) 12:30～17:20	・産業医から見る保護具着用管理のポイント ・復職・両立支援における産業医の役割と実際	生涯・実地 4単位
第4回	8月25日(日) 12:30～17:20	・高齢化時代の安全衛生 ・職場巡視に有用な簡易測定器の取扱いと評価方法（局所排気装置） ・職場巡視に有用な簡易測定器の取扱いと評価方法（騒音測定）	生涯・実地 4単位
第5回	10月6日(日) 12:30～17:20	・職場巡視のポイント ・産業医から見る作業手順書 ・ストレスチェックの概要と職場環境改善の進め方	生涯・実地 4単位
第6回	12月15日(日) 12:30～17:20	・新たな化学物質管理について （化学物質リスクアセスメントとSDSの活用） ・産業医面談の実際（高ストレス者、長時間労働者の面接指導含む）	生涯・実地 4単位
第7回	2025年 2月2日(日) 12:30～17:20	・産業医から見る保護具着用管理のポイント ・職場巡視に有用な簡易測定器の取扱いと評価方法（局所排気装置） ・職場巡視に有用な簡易測定器の取扱いと評価方法（騒音測定）	生涯・実地 4単位
第8回	3月9日(日) 12:30～17:20	・職場における危険の見つけ方 ・資源に焦点を当てたコミュニケーション（解決志向アプローチ）	生涯・実地 4単位

《研修申し込みについて》

- 会場** 中央労働災害防止協会 中国四国安全衛生サービスセンター
（広島市西区三篠町3-25-30）JR山陽本線・横川駅 徒歩8分
- 参加費** 16,500円（テキスト代、消費税10%を含む）
- 対象者** 日本医師会認定産業医
※お申込み時に医籍番号、日本医師会産業医認定証番号および所属医師会名が必要です。
- お申込** 当センターホームページからオンラインでお申込みください。
https://www.jisha.or.jp/chushikoku/seminar/f7420_sangyoui_brushup.html
- 備考** 研修会当日は産業医学研修手帳をお持ちください。
- 連絡先** 中央労働災害防止協会 中国四国安全衛生サービスセンター
TEL：082-238-4707 E-mail：chushiko@jisha.or.jp



第55回産業医学講習会

認定産業医が本講習会を受講されますと更新研修3単位、専門研修13.5単位(合計16.5単位)が取得できます。ただし、新規に認定産業医を申請するための基礎研修の単位は取得できません。

また、本講習会を3日間受講された方には修了証が交付され、労働衛生コンサルタントの筆記試験が免除になります。

さらに、本年度は7月14日(日)午後の講義(3コマ、4単位)については別途受講者を募り、Web研修会を行う予定です。ただし、来館による受講とWeb研修会の受講の併用はできません。本講習会の修了証を得たい方は必ず3日間ご来館の上、ご受講ください。

記

- I. 主催：日本医師会
後援：厚生労働省(予定)、中央労働災害防止協会(予定)、産業医学振興財団(予定)
- II. 開催日：令和6年7月13日(土)～7月15日(月)
- III. 会場：日本医師会館 大講堂、小講堂
〒113-8621 東京都文京区本駒込2-28-16
※小講堂はサテライト会場となります。
- IV. 受講資格：日本医師会会員または日本医師会認定産業医
- V. 受講人数：550名
- VI. 受講料：日本医師会会員 15,000円(税込)※
日本医師会非会員 27,000円(税込)
※受講料支払手続時点で本会所属が確認できた場合のみ、会員料金となります。

VII. 申込方法および留意事項：

※下記の事項に必ずご同意いただいた上でお申し込み下さい。

- ①受講希望者は、「全国医師会産業医部会連絡協議会」Webサイト(<https://www.sangyo-doctors.gr.jp/>)の「お知らせ」ページからお申し込み下さい。
- ②申込受付期間は、5月7日(火)9時30分～5月13日(月)23時59分までとし、受講者多数の場合は『抽選』にて受講者を確定します。
- ③3日間、同一の席での受講となります。(座席指定は承れません)
- ④抽選結果(当選、落選)につきましては、5月下旬以降(予定)にお申し込み時に登録のメールアドレス宛にご連絡いたします。当選された場合、メールの案内にしたがって、期日までに受講料をお支払い下さい。
※期日までにお支払いがなかった場合、受講をキャンセルされたものとして取り扱います。
- ⑤入金確認ができ次第、申込完了メールを送信しますので、受講票のダウンロードをお願いいたします(講習会当日は、必ずご持参願います)。
- ⑥申込完了後のキャンセルにつきましては、返金対応できませんのでご容赦ください。
- ⑦抽選結果を含めた受講可否等に関するご意見、ご要望は、一切お受け出来ません。

VIII. 生涯研修取得単位：

講習会開催日が有効期間内の認定産業医には次の生涯研修単位を後日発行いたします。なお、新規に認定産業医を申請するための基礎研修の単位は取得できません。

IX. 託児所：

講習会開催期間中、日本医師会館内に託児所(無料・定員5名程度)を設置する予定です。託児所をご希望される方は、本申込時に該当箇所へチェックをお願いいたします(事前の申込みがない場合、託児所のご利用はできません)。また、定員数を超えてのお申し込みがあった場合、ご利用いただけない場合もあることを、予めご了承ください。

X. 昼食会場等：

講習会会場（大講堂）でのお食事はできません。場所等は当日のご案内に従ってください。

XI. Web研修会（7月14日(日)開催）について：

受講申込等の方法については「全国医師会産業医部会連絡協議会」Webサイト等において、別途ご案内いたします。

XII. ①申込方法・入金確認等に関する問合せ：

講習会専用ヘルプデスク TEL：03-6742-0320

※受付時間：平日9時30分～18時（土、日、祝日は除く）

②認定産業医制度に関する問合せ：

日本医師会健康医療第一課 TEL：03-3942-6138

※受付時間：平日9時30分～17時30分（土、日、祝日は除く）

※本件について、下記の全国医師会産業医部会連絡協議会webサイトにて案内いたします。



「全国医師会産業医部会連絡協議会」Webサイト
<https://www.sangyo-doctors.gr.jp/>

知っておきたい保険のこと!!

広島県医師会

死亡診断書・死体検案書作成業務賠償責任保険 について

広島県医師会【保険医事課】

死亡診断書・死体検案書作成業務は、医療業務ではあるものの「医療業務に起因して生じた身体障害」に該当しないため、「医師賠償責任保険」の対象外となっています。

広島県医師会では、当該業務に起因して医師が民事上の責任を問われた場合や、いわれのない紛争に巻き込まれた際の防御費用等を担保し、安心して業務を行える環境整備のために平成27年7月より東京海上日動火災保険株式会社を引き受け先として「死亡診断書・死体検案書作成業務賠償責任保険」を設立しています。

広島県医師会 死亡診断書・死体検案書作成業務賠償責任保険

- 商品名：「広島県医師会 死亡診断書・死体検案書作成業務賠償責任保険」
- 被保険者：広島県医師会 全会員
※広島県医師会が一括で保険加入手続きを行い、保険料を負担するため、会員の先生方は自己負担・お手間が発生することなく、保険が適用されます。
- 保険金を支払う場合：被保険者が、死亡診断書・死体検案書の作成業務に起因して発生した不測の事故の法律上の賠償責任を負担することによって被る損害（損害賠償金・争訟費用）に対して、保険金が支払われます。
- 支払限度額：1事故/保険期間中（1年間） 1,000万円 ※争訟費用別

当該事案が発生した場合は、速やかに広島県医師会にご連絡ください。

2024(令和6)年度 母体保護法指定医師研修会

母体保護法指定医師の新規申請および更新申請には本研修会の受講が必須です。日本産婦人科医会研修参加証(シール)も交付されます。以下のとおりご案内いたしますのでぜひご参加ください。

- 【日時】** 2024年6月2日(日) 14:00-17:20
【場所】 広島県医師会館1階ホール・Web同時配信
(広島市東区二葉の里3-2-3 TEL 082-568-1511)
- 【対象】** 広島県の母体保護法指定医師ならびに広島県で新規申請を希望する医師
【受講料】 広島県医師会会員: 無料
広島県医師会非会員: 20,000円※
※請求書を送付します。期日までにお振込がない場合は受講をお断りすることがあります。
- 【定員】** 会場参加: 150名 Web: 300名
【申込締切】 2024年5月2日(木)必着
【申込方法】 <https://x.gd/HYvff> にアクセスしていただくか、別紙申込み用紙によりお申し込みください。
- 【単位※】** 日本医師会生涯教育講座2.5単位
日本専門医機構参加単位1単位
日本専門医機構共通講習1単位、日本専門医機構産婦人科領域講習2単位
日本産婦人科医会研修参加証1枚



※Web参加で単位取得を希望される先生は、講演後に出題される問題にご回答いただきます。上記単位取得には80%以上の正解が必要です。

【注意事項】 必ずお読みください

- ・10分以上の遅刻や途中退出した場合、母体保護法指定医師研修会受講証、日本専門医機構共通講習および産婦人科領域講習の単位は取得できません。
- ・代理出席、不正などが認められた場合には、指定取消等の処分を行います。
- ・会場参加の方は、JSOGカードと医師資格証や運転免許証等の身分証明書をご持参ください。
- ・広島県医師会非会員の先生は有料です。お申し込みを確認後、事務局より請求書を送付しますので、期日までにお振り込みください。

【内容】

1. 母体保護法に関するもの

①「令和5年度 家族計画・母体保護法指導者講習会」伝達講習

新たな潮流のなかで母体保護法指定医師が取り組むべきこと

講師: 広島県産婦人科医会 常務理事 兵頭 麻希 先生

②母体保護法の趣旨と適正な運用

講師: 広島県産婦人科医会 会長 豊田 紳敬 先生

2. 生命倫理に関するもの

「産婦人科領域における医療倫理と法令順守」

講師: 蒼法律事務所 医療機関弁護士・医師 長谷部圭司 先生

3. 医療安全・救急処置に関するもの

「弛緩出血」を科学する」

講師: 熊本大学大学院 生命科学研究所 産科婦人科学講座 教授 近藤 英治 先生

主催: 広島県医師会

共催: 広島県産婦人科医会

広島県医師会 保険医事課 行
(FAX: 082-568-2112)

母体保護法指定医師研修会 参加申込書

参加方法	<input type="checkbox"/> 会場 ・ <input type="checkbox"/> Web
母体保護指定医番号	034 - - -
医籍登録番号	
氏名 (フリガナ)	()
医療機関名	
E-mailアドレス	
携帯電話番号	
広島県医師会	<input type="checkbox"/> 会員 (無料) ・ <input type="checkbox"/> 非会員 (受講料20,000円)
日本産科婦人科学会 会員番号	

前頁の【注意事項】を確認しました ←チェックがない方はお申し込みをいただくことができません

健康食品の利用に関する啓発ポスターについて

広島県地域保健対策協議会
医薬品の適正使用検討特別委員会

このたび本委員会では、多くの方が利用しているものの、その利用方法によっては健康被害をもたらす可能性のある、いわゆる「健康食品」に関する正しい知識の普及啓発のため、標記ポスターを作成いたしました。

広島県地域保健対策協議会のHPに掲載しておりますので、院内に掲示いただき、健康食品の利用方法などについて注意喚起のご協力をお願いいたします。

広島県地域保健対策協議会ホームページ (<https://citaikyo.jp/>)
トップページ>公開資料>薬剤関連



編集室

自分が“正しい”と思うこと

広島県医師会広報委員会に参加させていただくようになって、1年足らず。広島県医師会速報を、初めてしっかりと読むようになりました(この場をお借りしてお詫び申し上げます)。この「編集室」コーナーも読むようになり、とてもではありませんが、諸先輩方の書かれた深い造詣に裏打ちされた素晴らしい文章は、自分には書けない、と思いました。そこで、恥ずかしながら、私がいつも心にとどめている信条について書かせていただきます。

私の信条は「自分が“正しい”と思っていることは、自分が思っているほど、自分以外の人には“正しくない”ということです。分かりにくい表現で申し訳ありません。説明をさせていただきますと、私も若い頃は、自分が“正しい”と思うことが行われていないと「どうしてみんなこれをしないのだろう」と思い、自分が“正しい”と思うことを主張し、実行していました。しかし、だんだんと、周りが私のやり方についてこないこと、周りのやり方で物事がうまく進んでいることが多いことに気付きました。そうしてたどり着いた結論が上で述べた信条です。「自分の常識は他人の非常識」という言葉がありますが、ほぼ同じ意味だと思います。

特に、自分がクリニックの院長になってからは、この信条を常に心にとどめています。それは、自分の思ったことが正

しいと思いスタッフに指示しても、実はスタッフ、そして受診される患者にとっては正しくなく、不信感を募らせている結果になっていることがある、と思うからです。特に、スタッフに意見を言われた時に「それは間違っている」と、強い口調で反論・否定することはあってはいけません、と思います。もしも自分の考えの方が間違っていたら、正しい意見のスタッフを正しくない意見の院長が怒ることになります。怒られたスタッフは反論もできず、不満を募らせるでしょう。そうすると、院長とスタッフとの良好な関係性は築けません。ですので私は、スタッフに意見された時は「それは間違っている」と思っても、(すぐに強く反論したくなる気持ちをぐっと抑えて)しばらく考えてから対応するようにしています(自分の感情を3秒我慢するだけでも違うと思います)。そうすると、一時の感情に左右されず、落ち着いて考えることができ、より適切な判断ができる、と思います。

そんな私の意見に対して「院長たるもの確固たる自分の意志・意見を持って、ビシッと決断するべきだ」という意見もあるでしょう。それもごもつともだと思います。ということは、ここでも、私の意見は「思っているほど正しくない」ということになるのでしょうか？

(中元 宏史)

広島県医師会速報 2024年(令和6年)4月25日

- 発行所／一般社団法人 広島県医師会 〒732-0057 広島市東区二葉の里三丁目2番3号 TEL:082-568-1511 FAX:082-568-2112
広島県医師会HP <https://www.hiroshima.med.or.jp/> E-mail:kouhou@hiroshima.med.or.jp
- 編集者／広島県医師会会長 松村 誠
(広報委員) 豊田 紳敬、上野 宏泰、加藤 誓、河村りゅう、中元 宏史、先本 秀人、住居晃太郎、
田中 民江、谷 充理、西江 学、原田和歌子、岩崎 泰政、平尾 健、正岡 良之
- 印刷所／レタープレス株式会社 〒739-1752 広島市安佐北区上深川町809番地の5 TEL:082-844-7500 FAX:082-844-7800